



Title	倒産手続における不法行為債権の処遇：人身損害事例を中心に
Author(s)	廉, 成赫
Citation	北大法政ジャーナル, 17, 31-66
Issue Date	2011-01-07
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/44828">https://hdl.handle.net/2115/44828</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	HHJ-002.pdf



# 倒産手続における不法行為債権の処遇

—人身損害事例を中心に—

れん せい かく  
廉 成 赫

## 目次

一	はじめに	33
	(一) 問題提起	
	(二) 人身不法行為債権の優遇の必要性	
	(三) 事例設定	
	(四) 実際の事例	
二	現行法の規定	35
	(一) 倒産法の対応	
	(二) 倒産法以外の法の対応	
三	学説の状況	42
	(一) 通説	
	(二) 特別の扱いを認める説	
	(三) まとめ	
	(四) 中国の学説	
四	被害者を優遇した事例に対する考察	46
	(一) 事例紹介	
	(二) 検討	
五	継続的かつ潜在的被害が発生する可能性がある人身不法行為の特殊性…	58
	(一) マンヴィル事件とチソン問題	
	(二) まとめ	
六	おわりに	60

## 一 はじめに

### (一) 問題提起

倒産という現象自体は自由競争の経済環境の中で、日々繰り返して起きている一般の現象であり、特別のことではない。企業が倒産に至る原因は様々であり、現在常に問題となっている不況の他に、放漫経営、連鎖倒産、資金繰りの破綻、そして偶発的な原因等<sup>1</sup>を挙げることができる。

倒産状態に陥った企業にとって、もっとも重要なのは、倒産状態から抜け出す道を探すことである。清算型手続であれ、再建型手続であれ、債権者同士及び債権者と債務者との協力は手続を順調に進めるために不可欠である。

しかし、倒産状態に陥ったこと自体が示すように、債務者が持っている財産ではその負っている債務をカバーできないので<sup>2</sup>、債権者の間では必ず競争関係が存在する。

清算型手続の場合、一般的には債務者の資産を換価すると共に債権者の債権を確定し、換価によって得られた金員を債権額に応じて債権者に配当する。清算に至れば、企業は法人格を失い、債権債務関係も消えるから、債権者は少しでも多くの弁済を得るために競争する。

一方、再建型手続の場合、普通は債権者の債権を確定し、債権者と債務者間の協議で債務を一定の範囲内に制限して、債務者の経済的自立回復を目指す。具体的にいえば、再建手続は債権者の犠牲を通じて債務者の再生を図る手続である以上、債権者はできるだけ犠牲を少なくするため、協議中の立場を強くするため再び競争する。

このような状況の中で、本論文は特に人の身体・生命を害する不法行為に基づいて生じた損害賠償請求権（「人身不法行為債権」と呼ぶ）が倒産手続の中でどのように処遇されているかについて、現行法の規定、学説の展開、実務の手法などの場面から検討し、人身不法行為債権を実際に優遇した事例と人身不法行為債権の扱いが難問であった事例の考察を通じて、人身不法行為債権の優遇にどのような要素、論理が作用しているかを探求し、

議論するものである。

### (二) 人身不法行為債権の優遇の必要性

一般的に言えば、債権は主に契約、不法行為、不当利得、事務管理等によって発生する。その中で、沿革的かつ社会的重要性の観点からみて、最も重要なのは契約と不法行為である<sup>3</sup>。契約によって生じた債権であれ、不法行為によって生じた債権であれ、倒産の場合、一般の倒産債権として扱われるのが普通であり、債権額に応じて分配するのが当たり前のように見える。しかし、契約債権と不法行為債権を同じく扱うことには疑問の余地がある。

契約債権と不法行為債権との差異として第一に挙げべきなのは、契約と不法行為の法的枠組みは異なる、という点である。すなわち、契約は市場を通じて財を入手するための法的枠組みであるのに対して、不法行為は人を侵害から保護することにより、人に権利主体たる地位を保障するための法的枠組みである<sup>4</sup>。契約は合意によって財を創造する積極的な行為であるのに比べ、不法行為はただ損害された損失を回復するにすぎない消極的な防衛である。

次に、問題になるのは債権額の確定であるが、契約の場合、債権額は事前に合意によって決めたものなので、両方とも特に異議はないはずであるのに対し、不法行為の場合、債権額（損害額）の算定をめぐって、学説上、判例上議論が活発に行われている<sup>5</sup>。

このように、民法の段階で、契約債権と不法行為債権は、同じ債権ではあるが、差異も明確である。すなわち、契約はあくまでも契約自由の原則に基づいて発生したので、自己責任としてその結果を負うのは当たり前のことである。しかし、このような理屈は不法行為には妥当しない。不法行為債権者（被害者）は債権の発生、債権額の確定どちらも把握できない。

他方、経済的観点から考慮しても、契約はある取引で損失があっても、反復した取引の中で損失を分散させることができるが、不法行為債権は生

命、身体、名誉に対する損害の填補としてのわずかな賠償<sup>6</sup>を受けうるに留まる上、「覆水盆に返らず」なので、被害者が後から損失を分散させるチャンスもない。

では、倒産手続ではどのように扱われるか。

清算手続の場合、法が採用した方法は同一順位の債権を債権額に応じて比例弁済することなので、不法行為債権に対する特別な考慮を全くしておらず、これは不法行為債権のような弱い立場の債権者の救済に足りないといえる。

一方、再建手続の場合、不法行為債権を特別に扱わない限り、その命運において不公平感が存することはまぬがれない。つまり、いわゆる再建手続の場合には債権者の犠牲を通じて債務者を救う仕組みであるところ、契約債権者は今回の損失を未来の取引に分担させることで抜け出せる。しかし、不法行為債権者はそれをすることができない。

不法行為債権者の債権は債務者の加害行為により生じたにもかかわらず、債務者を救うために割引される不幸な存在<sup>7</sup>である。

### (三) 事例設定

A粉ミルク会社は、乳児の栄養バランスに役立つ甲粉ミルク製品を製造販売する企業であり、甲粉ミルクは長い間消費者からの信頼を集める人気ブランドだった。売り上げ好調に伴って、A粉ミルク会社は銀行からの融資を受け、生産能力を引き上げた。

しかし、甲粉ミルク製品が乳児の腎臓結石を発症させることが判明し、その時点で甲粉ミルクを飲んだ乳児はすでに100万人以上と見られる。内、発症者は29万人を超え、死亡者は30人以上であり、重症化状態の患者は数百人を数えている。そして、まだ発症はしていないが、将来、発症する恐れがある者はどのくらいに達するかについては予想できない。

現在、遺族及び被害者は、A粉ミルク会社を被告として不法行為による損害賠償訴訟を提起している。以上のような事情により、A粉ミルク会社の社会的イメージは著しく低下し、経営不振に陥

った。そして、損害賠償債務の負担によって資金繰りも悪化し、さらに、将来損害賠償請求が多発することも予想され、A粉ミルク会社の経営者は倒産申立を行うことを決意した。

①：破産手続の申立を行う場合、債務者財産の大部分について担保権を有している銀行は債務者財産のかなりの部分を別除権として権利を行使する。次に、従業員らの未払い賃金及び税金による債権にも相当の額が支払われる。債務者財産から以上の部分を差し引いた残額が一般債権者の引き当てとなる財産であることを考えると、賠償または弁済を求めている一般債権者への引き当て財産はごく少なくなる可能性が高い。にもかかわらず、債権額が膨大であることが予想される取引債権者と債権額に応じて平等弁済されるならば、不法行為債権者が実際に受領するであろう賠償はわずかである<sup>8</sup>。

②：再建手続を申請する場合、破産手続と比べて不法行為債権額は多少は多く弁済されるかもしれない。しかし、倒産手続外での担保権実行が可能である担保権や労働債権や租税債権の内、共益債権とされる部分に関しては、清算手続と比較しても、弁済額に差がない場合も多いであろう<sup>9</sup>。他方で、人身不法行為債権と同じ順位の取引債権は、一般債権として、不法行為に基づく損害賠償請求権と同様にカットされたとしても、取引先の確保によって、将来の取引から今回の損失を填補することは期待できるが、不法行為の被害者たちは何も期待できない。

不法行為者による加害を被害者の一次的被害と言うならば、法の冷たい扱いは被害者にとって二次的被害に当たると言ってもいいだろう。法がこのように定めたとしても、このような扱いが必ずしも正しいとは言えない。一般人の目線から見れば、弱い立場の者を優先して救済するのが公平な感覚に近いし、受け入れられやすい<sup>10</sup>。

### (四) 実際の事例

上記(三)は設定した事例であるが、実際に似ている事例はある。例えば、2008年中国で発生し

た粉ミルクメラミン事件（いわゆる三鹿事件）はまさにその実例である。

三鹿ホールディングス株式会社（以下、三鹿会社と呼ぶ）は乳牛養育、乳品加工及び新製品開発などを一体化した大手企業グループで、連続六年間中国企業トップ500に当選した。2007年には、グループ全体の売上げが100.16億元を上回り、前年度より15.3%増加した。

しかし、2008年3月から、粉ミルクの品質問題で、消費者からクレームが殺到した。

これらのクレームに対して、三鹿会社は粉ミルクの品質には何の問題もなく、安全な食品であると繰り返して宣伝したが、南京から全国初の患者が現れ、甘粛、広東、湖南、北京、河南、江西、湖北、陝西、寧夏など全国各地から患者が出現した。

このような状況に対して、三鹿会社は粉ミルクの原料である牛乳に一部の畜産業者によりメラミンが混入されたことを認めた。同日、中国国家品質監督検閲総局は粉ミルクを対象に全国的調査を始めて、9月17日までに調査した原料粉乳メーカー109社のうち22社の製品からメラミンが検出された。

事件発見のきっかけは三鹿会社の粉ミルクの消費者である乳幼児に腎臓結石が多数発生したことであって、調査の結果メラミンがその原因であることが分かった。本事件の原因物質メラミン(melamine)は、有機化合物の一種で、構造の中心にトリアジン環、その周辺にアミノ基3個を持つ有機窒素化合物である<sup>11</sup>。今回食品への混入は、窒素含量が高いため、低品質原材料の見かけの蛋白質含量を多く偽装する目的で添加されたものと推測されている。

政府関係の新華社のニュースによると、2008年9月21日付き治療を受けて回復した患者数は39,965人に至った<sup>12</sup>。一方、2009年11月付きの統計によれば、実際の被害者数は少なくとも30万以上に至るとの見方がある<sup>13</sup>。

2008年10月の財務審査及び資産評価によれば、三鹿会社の資産総額は15.61億元に比べて、負債額

は17.62億に至った。12月19日はまた9.02億元を借りて、乳幼児の治療費用及び賠償費用として全国牛乳協会に支払った<sup>14</sup>。12月18日、河北省石家庄市中级人民法院は債権者石家庄市商業銀行及び平西路支店の三鹿会社に対する破産申請を受け入れて、破産手続を始めた。

2009年11月28日、石家庄市中级人民法院は三鹿会社の破産を宣告した。法院の裁定書によれば、債務者三鹿会社は弁済期間が満了した債務を支払できなく、かつ債務が資産額を上回り、破産条件に合うと説明した。そして、三鹿会社はもう財産を持っていないため、一般債権者への弁済額は0%だと説明した。これは多数の粉ミルク被害者は三鹿会社から一銭の賠償ももらえないことを意味する<sup>15</sup>。

一方、2009年1月、河北省石家庄市中级人民法院など四つの法院において、三鹿粉ミルク事件の刑事裁判が行われ、三鹿会社の代表取締役田文革を含め21名の被告の死刑、無期懲役、有期懲役が確定した。三鹿会社も法人犯罪者として4973万元の罰金刑を受けた<sup>16</sup>。

## 二 現行法の規定

### （一） 倒産法の対応

現行法には、不法行為に基づいて生じた損害賠償請求権について定める規定は特になく、したがって倒産債権として扱うのが普通であり、いずれも倒産手続の中で権利を行使しなければならない。そして、倒産債権である以上、財団債権又は共益債権、他の優先権がある債権の後に権利を行使するのが普通である。以下では、破産、民事再生、会社更生、そして個人破産と再生のそれぞれの手続の場合について、具体的な取り扱いを見ていく。

#### 1 破産手続

破産手続では、破産者に対する債権は財団債権、破産債権二種類に分類される。

①：財団債権とは、破産手続によらないで破産財団から随時弁済を受けることができる債権である

（破産法（以下破とする）2条7項）。財団債権は破産債権者共同の利益のために支出された費用の「共益性」または労働者の給料債権など「特別の政策目的」から破産債権者全員に優先する地位が認められている。

財団債権に当たる債権<sup>17</sup>のうち、代表的なものとしては、破産財団の管理・換価・配当に関する費用の請求権（破148条1項2号）、破産手続開始前の原因に基づいて生じた租税債権で、破産手続開始当時、納期限の到来していないもの、又は納期限から1年を経過していないもの（同3号）、事務管理または不当利得により破産手続開始後に破産財団に対して生じた請求権（同5号）、双方未履行の双務契約について管財人が履行を選択した場合の相手方の請求権（同7号）、破産手続開始前3か月間の給料の請求権及び退職前3か月間の給料の総額に相当する額の退職手当請求権（破149条）等が挙げられる。

財団債権は破産債権に優先して弁済を受けるが、破産財団が財団債権の総額を弁済するのに足りない場合（「財団不足」）、特定のルール（破152条1項本文・2項）に従って弁済が行われる。最優先で弁済されるのが、破産手続に必要な不可欠の費用、すなわち、破産債権者の共同の利益のためにする裁判上の費用の請求権（148条1項1号）及び破産財団の管理・換価・配当に関する費用の請求権（同2号）である。これ以外の財団債権はすべて同順位として扱われ、債権額の割合により弁済される（破152条1項本文）。

②：破産債権は破産手続開始前の原因に基づいて生じた財産上の請求権であって、財団債権に該当しないものであり（破2条5項）、破産手続の中で権利を行使する必要がある。

破産債権は優先的破産債権（破98条）、一般の破産債権（破97条）、劣後的破産債権（破99条1項）、約定劣後破産債権（破99条2項）に細分され、その優先順位が決まっている（破194条）。本論文で問題としている人身不法行為債権は破産債権の中の一般の破産債権に当たり、先順位の破産債権が

すべて満足を受けたときでなければ、次順位の破産債権には配当されない、いわゆる「絶対的な優先劣後」ルールによって配当する破産手続においては、その立場はかなり弱い。

優先的破産債権は破産財団に属する財産につき一般の先取特権その他一般の優先権がある破産債権（劣後的破産債権、約定劣後的破産債権を除く）であり、他の破産債権に優先する（破98条、194条1項1号）。優先的破産債権間の優先順位は、民法、商法その他の法律の定めるところによる（破98条2項）。従って、租税債権と労働債権の一部は共に優先的破産債権であるが、租税債権が労働債権に優先する<sup>18</sup>。

破産法では、劣後的破産債権を全部列挙しており、具体的には破産手続開始後の利息・損害金、破産手続参加の費用、罰金・過料・加算税（破99条1項）等がこれに当たる。劣後的破産債権は、他の破産債権（約定劣後破産債権を除く）に後れるし（破99条1項）、議決権もない（破142条2項）。

約定劣後破産債権は破産債権者と破産者との間において、破産手続開始前に、当該債務者について破産手続が開始されたとすれば当該破産手続におけるその配当順位が劣後的破産債権に後れる旨の合意がされた債権であり（破99条2項）、議決権はない（破142条1項）。一般の破産債権について100%の配当が行われることが基本的にはないので、劣後的破産債権として扱うことは、実際的には破産配当から除外されることを意味する。

③：特定の財産について担保権（抵当権、質権、特別先取特権）を有する債権者は、別除権として、破産手続によらないで、自由に行使することができる（破2条9項、破65条1項）。このような担保権に対して、管財人は担保権消滅許可制度（破186—191条）を利用して、担保権の目的物を任意売却し、裁判所の許可を得て、当該財産につき存在するすべての担保権を消滅させ、任意売却により取得できる金銭の一部を破産財団に組み入れ、配当の原資とすることができる。

## 2 再生手続

再生手続には共益債権、一般優先債権、再生債権、開始後債権などがある。

①：一般に、再生債権者一般の利益にかなう費用・負担等に対応する債権は共益債権<sup>19</sup>となり、再生手続によらないで、随時弁済される（民事再生法（以下民再とする）121条1項）。主なものとして、手続開始前に再生債務者が裁判所の許可または監督委員の承認を得てした資金の仕入れ・原材料の購入など再生債務者の事業の継続に欠くことのできない行為によって生じた請求権（民再120条1項）、双方未履行双務契約の履行を選択した場合の相手の請求権（民再49条4項）、手続開始後の再生債務者の業務・生活や財産の管理処分に関する費用（民再119条1項2号）などが挙げられる。

再生手続において、再生債務者財産が共益債権の弁済に足りない場合には、再生計画案作成の見込みがないことまたは再生計画遂行の見込みがないことが明らかなので、再生手続は廃止され（民再191条1号、194条）、手続が破産に移行することになり（民再250条）、この場合、共益債権は財団債権となる（民再252条6項）。

②：一般優先債権は一般の先取特権その他一般の優先権がある債権（共益債権であるものを除く）であり（民再122条1項）、再生手続によらず、随時弁済する（同2項）。代表例としては、労働債権（民再306条2号、308条）や租税債権（国税徴収法8条）があり、その発生は、再生手続開始の前後を問わない。

一般優先債権は共益債権と共に手続によらないで随時弁済できるなど処遇は大部分共通しているが、破産手続に移行した場合、共益債権が財団債権となるのに比べ、一般優先債権は労働債権に関する例外的措置を除き、優先的破産債権となりにすぎない<sup>20</sup>（民再252条5項）とされている点で差がある。

③：再生債権とは再生手続開始前の原因に基づいて生じた財産上の請求権であり、共益債権または

一般優先債権であるものを除いたものであり（民再84条1項）、一般の再生債権と約定劣後再生債権（民再34条1項）に分けられる。

再生手続では、原則として再生計画の定めにより権利を変更し（民再154条1項）、債権の弁済を受けるが（民再85条1項）、中小企業が有する債権（民再85条2項）と少額の債権（民再同5項）は裁判所の許可を得て、再生計画認可決定確定前に弁済できる。本論文で問題としている人身不法行為債権はまさにこの一般の再生債権に当たり、原則に従って権利実現されるのが普通である。

また、一般の再生債権の内、再生手続開始後の利息の請求権（民再84条2項1号）、再生手続開始後の不履行による損害賠償及び違約金の請求権（同2号）、再生手続参加の費用の請求権（同3号）、再生手続前の罰金（民再97条）等については、劣後的な扱いがされている。もっとも、再生手続前の罰金は免責の対象とはならない（民再178条但書）。

④：再生手続開始後の原因に基づいて生じた財産上の請求権（共益債権、一般優先債権、再生債権であるものを除く）が、開始後債権であり（民再123条1項）、再生手続が開始された時から再生計画で定められた弁済期間が終了する時までの間は、弁済をし、弁済を受け、その他これを消滅させる行為（免除を除く）をすることができない（同2項）。

⑤：再生手続開始の時に再生債務者の財産につき担保権（特別の先取特権、質権、抵当権または商事留置権）を有する者は、その目的である財産について、別除権を有し（民再53条1項）、これら財産については、再生手続によらないで、その権利を行使することができる（同2項）。これは破産手続における担保権の扱いと同じである。

## 3 更生手続

更生手続では、共益債権（会社更生法（以下更生とする）129条）、更生担保権（更生2条10項）、

優先的更生債権（更生168条1項2号）、一般の更生債権、約定劣後更生債権（更生43条4項1号）、株式の順位によって権利行使する。

①：更生手続にも共益債権があり、その範囲は再生手続における共益債権とほぼ同様<sup>21</sup>であり、異なるのは、租税債権と労働債権の一部<sup>22</sup>が共益債権とされる点である。

②：更生債権とは更生手続開始前の原因に基づいて生じた財産上の請求権であり、更生担保権又は共益債権に該当しないものを言う（更生2条8項柱書）。更生債権は原則として、更生計画の定めるところにより、弁済をし、弁済をうけ、その他これを消滅させる行為をすることができない（更生47条1項）。そして、中小企業が有する債権と少額の債権は再生手続と同様に扱われ（更生47条2項、5項）、更生計画内での権利変更に関する債権者平等原則及びその例外についての定めがある（更生168条1項）。

③：更生手続開始当時更生会社の財産に存する担保権（特別の先取特権、質権、抵当権、商事留置権）の被担保債権であって、更生手続開始前の原因に基づいて生じたもので共益債権でないもののうち、担保目的財産を更生手続開始時の時価評価をし、それによって付保されている範囲の債権は、更生担保権となる（更生2条10項）。

担保権の取扱いは更生手続の最大の特徴の一つとして、担保権を手続の中に取り込み、その権利行使を制限しながら、更生計画においてその権利内容を変更することができる点である。これは同じく再建手続である民事再生手続とは大きく異なる。

④：優先的更生債権とは、一般の先取特権や一般の優先権がある更生債権であり、手続内で一般の更生債権より優先的な扱いを受ける。特に、租税債権の場合、徴収権者の同意を得るのではなければ権利変更ができない（更生169条）。これはこれ

らの債権を一般優先債権として手続外の債権とされる再生手続とは異なり、破産手続と同様の扱いである。

⑤：約定劣後更生債権とは、更生債権者と更生会社との間において、更生手続開始前に、当該会社について破産手続が開始されたとすれば当該破産手続におけるその配当の順位が破産法第99条1項に規定する劣後の破産債権に後れる旨の合意がされた債権である。

約定劣後更生債権は議決権が認められるが（更生196条、168条1項9号）、先順位の債権を基準としてすでに債務超過の場合には議決権が制限される（更生136条3項）。

#### 4 個人破産と再生

①：破産宣告を受けた個人破産者にとって、免責の効力は、財団債権には及ばないが、破産債権についてはそのすべてに及ぶ（破253条1項）。しかし、一部の破産債権については、法政策上の理由から免責の効果が及ばない旨を定めた（同但書）。その中で、破産法253条1項2号（破産者が悪意で加えた不法行為に基づく損害賠償請求権）と3号（破産者が故意又は重大な過失により加えた人の生命又は身体を害する不法行為に基づく損害賠償請求権）は人身不法行為債権を非免責債権とするものである。

2号は改正前の破産法と同じ規定であり、3号は2004年破産法の改正に伴い、新設した規定である。前者は悪意に着目して債務者に対する制裁の場面を重視し、後者は生命、身体など法益の重大性に照らしてその保護の必要性に鑑みたものである<sup>23</sup>。

2号の「悪意」は故意のみならず、他人を害する積極的な意欲、害意を指す<sup>24</sup>。実務上には、支払うことができないことを認識しながらカードを利用して物品を購入し、カード業者に商品代金を支払わせることは不法行為であり、これは2号の非免責債権に当たると認めた裁判例がある<sup>25</sup>。3号に当たる例としてよく挙げられるのは、暴走運転な

どのように重過失による不法行為がある<sup>26</sup>。

②：破産法のみならず、民事再生法でも、まったく同じ規定があり（民再229条3項1号、2号）、これは、破産法253条の2号、3号と同様の考慮<sup>27</sup>から、これらの債権は更生計画によっても権利変更ができないこととしたものである。

## 5 小括

現行の倒産立法において、人身不法行為債権について、個人破産・再生の場合には、非免責債権として扱われるが、法人の場合には特別に扱う規定はない。従って、人身不法行為債権は一般の倒産債権として扱うのが普通である。

倒産手続における人身不法行為債権の処遇問題が生ずる根本的な原因は実体法上、不法行為債権に優先権を付与していないことである<sup>28</sup>。ではなぜ立法化しないか、あるいはできないか。

2000年から2004年まで一連の倒産法改正作業が行われたが、人身不法行為債権を倒産手続の中でどのように扱うかは改正作業ではまったく言及されていない状態であった。ある論者はこれを内部者債権の劣後化と比べ、中間試案<sup>29</sup>で削除されるに至った理由を推量して、「不法行為債権の優遇に関しては、『不法行為債権者』の範囲をどのように画するかという問題のほか、優遇を認めるためには、具体的な個々の事件における特殊性に応じた個別的判断が必要であり、これについて客観的に明確な基準を定立することが著しく困難である」というのが立案者の立場ではないかと分析している<sup>30</sup>。他の論者も、立法論として不法行為債権の中でも生命・稼働能力喪失に至るものというようにさらに絞る必要が生じるし、優先弁済の度合いについても政策的判断が必要だから、立法は容易ではないと論じている<sup>31</sup>。一方、未だ不法行為債権を確実に優遇する実体法上の規定がない限り、倒産法でそのプライオリティを認めるのは困難だ<sup>32</sup>という論者もいる。

上述の論者たちの分析を踏まえ、端的に言えば、現段階では、倒産法上直ちに優遇する道はないと

考えられる。

人身不法行為債権の優遇を一般倒産法で定めないうのは、価値判断として優遇に反対するというよりもむしろ法技術上それをどのように扱うかが問題視されているといえる。ということは、この問題に対して現在はまだ法技術上困難なので特別法あるいは事件ごとに司法判断に委ねることを認めるものであると解することができる。

一般倒産法による人身不法行為債権の救済を定めるのは確かに困難である。しかし、特別立法は一般的な規律とは異なり、より目標とする問題に着目して特別な手法を取ることができるから、その柔軟性を生かして問題解決を図ることができる。例えば、以下に挙げるオウム事件の場合、オウム真理教は破産前から巧妙な資産隠しをして、破産後も教団関連会社の事業で相当の収益を上げ続けた<sup>33</sup>。破産宣告前の隠匿財産に対しては、否認権を通じて追及できるが、破産法は破産財団に関する固定主義を採用しているから（破34条1項）、宣告後の新得財産には追及できない。しかし、考えるに、宗教法人が破産となっても、信者関係者個人財産はその影響を受けないが、彼らの有する財産は旧教団の財産とは無関係ではないと推測されるし、その財産を基に財産を拡大させた場合に、その利益を破産法人の財産から切り離されるということは破産法の不備である<sup>34</sup>。この問題を解決するために立法されたのが『特定破産法人の破産財団に属すべき財産の回復に関する特別措置法』である<sup>35</sup>。

一方、後に述べるように、特別立法がない事件において、一般倒産法をそのまま適用すれば明らかに正義に反する場合には、再建型手続における平等原則による修正<sup>36</sup>を認めている。これらは、事案ごとの判断により、個別的正義の実現を考慮していると考えられる。

## （二）倒産法以外の法の対応

不法行為債権に対する規定は一般の民商法以外の法律にも定めがある。その目的は、公害、薬害、犯罪による被害に対する救済のため、特別立法を

通じて不法行為債権をある程度厚く保護することにある。

### 1 オウム事件に関する法律

日本の新興宗教団体として発足したオウム真理教は1980年代末から1990年代中期にかけて多くの事件を起こしたが、その中でも、1995年3月20日に東京都の地下鉄で神経ガスのサリンを使用して死者を含めたくさんの被害者を出した地下鉄サリン事件は日本社会に大きな衝撃を与えた。

地下鉄サリン事件発生後、オウム真理教の反社会性が明らかになると共に、平成7年10月30日には東京地方裁判所が宗教法人法第81条第1項に基づいて解散命令を出した<sup>37</sup>。そして、地下鉄サリン事件等の犯罪を起こしたオウム真理教は民事上多額の損害賠償債務を負ったために、被害者関係者と国の破産申し立てにより、債務超過・支払不能が認定され破産が宣告された<sup>38</sup>。

しかし、実際に行われた配当は順調に進まなかった。被害者に対してできるだけ多くの配当率を確保するために『オウム真理教に関わる破産手続における国の債権に関する特例に関する法律』（平10）、『特定破産法人の破産財団に属すべき財産の回復に関する特別措置法』（平11）、『オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律』（平20）の議員立法が行われた。

①『オウム真理教に関わる破産手続における国の債権に関する特例に関する法律』は国の労災保険法などに基づき取得した求償債権や租税債権など優先債権を被害者に劣後させることを定めるものである。同法の成立に伴い、生命身体の被害者に対する配当が本来の16.2%から22.59%に増額された<sup>39</sup>。

②『特定破産法人の破産財団に属すべき財産の回復に関する特別措置法』<sup>40</sup>は破産者と実質的に同一性を有する団体及びその関係者に対して、その財産が特定破産法人の財産に由来するものであることを推定する等を認め、破産財団に加えるもので

ある<sup>41</sup>。同法の成立は破産財団の増殖に著しく寄与した<sup>42</sup>。

③『オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律』<sup>43</sup>は地下鉄サリン事件、松本サリン事件、坂本弁護士一家殺害事件等対象事件の被害者又は遺族に対して、オウム真理教に対する破産手続に参加したか否かを問わず給付金を支給し、国は支給した給付金額の限度において、給付金の支給を受けた者が有する損害賠償請求権を取得すると定めた。この給付金の性質については、「見舞金的な性格」のものとして理解されている<sup>44</sup>。

### 2 犯罪被害者救済に関する法律<sup>45</sup>

『犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律』は、日本国内において、無差別殺人・放火等の故意の犯罪行為により不慮の死亡または重度障害という重大な被害をうけた被害者又はその遺族などに対して、各種保険の対象外となる場合や加害者から賠償を受けられない場合、国が一定の給付金を支給するものとして1980年に制定された。本法は2001年と2008年の改正を経て、被害者救済を拡大させる方向に向かっているが、労災補償型の性格はそのまま残っている<sup>46</sup>。労働災害、職業病等をこうむった労働者あるいはその遺族に一定の補償を行う労災補償<sup>47</sup>は、戦後社会保障制度が発展すると共に、社会保障の枠組みの中に組み込まれた。従って、本法によって支給される支給金は不法行為債権に関するものではなく、社会保障の一部として位置づけられているのは明らかである。

### 3 石綿被害者救済に関する法律<sup>48</sup>

石綿による健康被害の特殊性に鑑み、その迅速な救済を図ることを目的として、平成18年に『石綿による健康被害の救済に関する法律』が制定された。本法は中皮腫、肺がんの2疾病を指定疾病<sup>49</sup>として医療費、療養手当及び葬祭料を給付し、救済制度導入前に死亡した被害者に対しては、その遺族に対して特別遺族弔慰金、特別葬祭料を給

付することを定める。

救済給付の支給に充てる財源は政府から交付された資金、地方公共団体から拠出された資金、労災保険適用事業主及び船舶所有者から徴収した一般拠出金、特別事業主から徴収した特別拠出金等の合計額から機構が行う業務の事務費を控除した金額となっている。一方、本来一般拠出金や特別拠出金を拠出すべき事業主が既に存在しない又は不明である場合には、政府がそれに相当する資金を交付することとしている。

本制度は民事上賠償責任に基づく補償制度ではなく、社会保障の見地から行った救済制度であるため、本法に基づいて給付する給付金は性格上見舞金的なものである<sup>50</sup>。従って不法行為債権には関係しない。

#### 4 公害健康被害補償法<sup>51</sup>

四大公害訴訟判決は、その後の公害立法・行政にも著しい影響を与えた<sup>52</sup>。裁判によって企業の責任が明確化されると、民事責任を踏まえた損害補償制度を構築すべきであるとの見地から、昭和48年に『公害健康被害の補償等に関する法律』（公健法）が制定された。

本法は、健康被害に係る被害者等の迅速かつ公正な保護及び健康の確保を図ることを目的として、指定した地域及び疾病に対し、大気の汚染又は水質の汚濁の影響による健康被害に係る損害を填補するため、補償給付を行う。具体的に言えば、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる公害の疾病の中には、特異性疾病と非特異性疾病があるが、本法は、大気汚染による慢性気管支炎等の非特異性疾病に関する第一種地域と、水俣病等の特異性疾病に関する第二種地域を指定し、公害病に認定された患者・遺族に補償金を給付する旨定める。

被害者への補償のための財源<sup>53</sup>として、特異性疾病については、当該疾病の原因物質を排出した業者からその排出量に基づいて徴収した賦課金で、非特異性疾病については、一定規模以上のばい煙発生施設の設置者からその排出量に応じて徴収し

た賦課金と汚染物質の発生源の一つである自動車の納税からの交付金を充てる。

本法における補償制度の性質<sup>54</sup>については、基本的には民事責任を踏まえた損害賠償補償制度と理解されているが、汚染者負担を貫いておらず一部の公費が投入されていることから、損害賠償を基本としながらもそれが貫徹せず、社会保障制度的な色をも含んでいるとする見解もある。

#### 5 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法<sup>55</sup>

本法は医薬品の副作用又は生物由来製品を介した感染等による健康被害に対する迅速な救済を目的として、平成14年に制定された。本法において医薬品の副作用とは許可医薬品の適正な使用目的に従い適正に使用された場合においてもその許可医薬品により人に発現する有害な反応をいい（4条6項）、医薬品の副作用又は生物由来製品を介した感染による疾病、障害又は死亡につき、副作用救済給付又は感染救済給付を行う。この給付に充てる財源として、製薬企業からの拠出金を基にして、前年度の出荷量に応じて負担する一般拠出金（19条2項）と副作用の原因となった医薬品の製造業者が負担する付加拠出金（19条7項）などがある。

本法において、医薬品について賠償責任を負う者がいないことが給付を行う前提であり、責任者があることが明らかとなった場合には、給付を行わないし（18条1項）、行った給付の価額の限度において、責任者に対する損害賠償請求を取得する（同2項）。

この救済給付金の性格については、企業が社会的責任に基づいて行われた見舞金的な性格が強い<sup>56</sup>という見方が普通である。

#### 6 小括

倒産法以外の他の立法では人身不法行為債権の特別扱いがあったが、法律ごとに検討する必要がある。まず、オウム事件に関する上記法律①と②はあくまでも破産手続の枠組み内で、倒産法の手法で被害者の優遇を図っているが、オウム事件に

関する上記法律③と犯罪被害者救済法は国が被害者に見舞金型の給付金を支払うにとどまり、それは倒産法における人身不法行為債権の優遇というよりもむしろ国が国民を救済する一種の社会保障であるというべきである。具体的に言えば、上記法律③はオウム真理教の破産を背景にしているが、実質的にはオウム真理教の犯罪被害を受けた被害者に対する公的扶助で、これは一般の破産事件のように、諸権利の順位関係、破産財団の範囲などを考慮しながら債務者の財産を配当する行為ではない。この点、犯罪被害者救済法も同様であって、当法が制定された当時から、倒産か否かを支給金の給付条件とされていない。従って、これは倒産事件における人身不法行為債権に対する優遇を目指した措置とは言えない<sup>57</sup>。

次に、石綿、公害、医薬品三つの法律も被害者に給付金を支給するシステムを作っているが、このシステムにおいて財源は業者から徴収した金員を充てている。この手法は事前に一定の金額を徴収し、業者ではない第三者が支配して、被害者に支給するような制度設計がされているという観点から見れば、被害者のためにある程度の財源を確保することを目的としているようにも見える。しかし、ある業者<sup>58</sup>が倒産する場合、その被害者の債権を優遇するのにこの財源で足りるかが問題になる。ここで重要なのは、このような仕組みと倒産手続の関係である。関係業者が出資して支給金の形で支払うこの仕組みは業者に対する賠償請求を肩代わりする形で弁済する保険のようなものではないし、業者が賠償請求に財源が足りない場合に、それを支援する補充財源のようなものでもない。それぞれの立法の目的が示すように、これらの仕組みは当初から業者の倒産を前提にしていない。

以上のような現行法の考察、特に個人の非免責扱いや倒産法外の特別法が示すように、日本法は価値判断としては、被害者の救済を重視し、力を入れている。しかし、特別法が採用した手法を倒産一般法に入れるのにはまだ議論すべき余地があるし<sup>59</sup>、問題が多発している公害、薬害領域に一般倒産法による優遇策の代替的措置としての、一時

しのぎの対応策にも限界がある。被害者救済と企業支援はある意味反対の方向性を有するので<sup>60</sup>、立法上これをどのように調和させるかについてはかなり知恵を絞る必要がある。

### 三 学説の状況

#### (一) 通説

倒産手続開始前の不法行為によって生じた債権を倒産手続の中でどのように扱うかという問題に対して、通説というべき特別な説はまだない。現行法上、倒産手続における不法行為債権を特別に扱う規定がない限り、他の一般の債権と同様に扱うというのが、一般的な見解だと考えられる。すなわち、倒産手続開始前の原因に基づいて生じた人身損害賠償債権には何の優先性も認めず他の取引債権と同じく取り扱われる。

もっとも、不法行為債権の倒産手続での位置づけを述べる上で債権の発生時期は非常に重要である。なぜなら、その発生時期によっては取り扱いが異なると考えられるからである。すなわち、倒産手続開始後の原因に基づいて生じた債権ならば、財団債権、共益債権として優先債権に位置づけられるが、手続開始前の原因に基づいて生じた債権ならば、一般の倒産債権として扱われるに過ぎない。

かつては、「開始前の原因」の意義について、権利発生要件のすべてが開始前に備わっていることを要求する全部具備説と開始前に権利発生要件の一部が備わればよいとする一部具備説の対立<sup>61</sup>があった。しかし、今では一部具備説が通説となっている。一部具備説を前提とするなら、損害賠償債権の発生原因たる不法行為がされたのが手続開始前であれば、少なくとも、債権発生主要な原因は、開始前に発生しているから、この債権は倒産債権になる<sup>62</sup>。

#### (二) 特別の扱いを認める説

現行法の規定とは異なり、学説では人身不法行為債権の優遇を説く見解が有力で<sup>63</sup>、その根拠とし

て挙げられるのは以下の四つの原因である<sup>64</sup>。第一に、債権が債権者の自発的意思に基づいて発生したものでない、ということである。自発的意思に基づいて発生した取引債権者は、債権が回収できなかった場合であってもそれは自己責任によるとみなしてもいいが、不法行為債権者に自己責任を問うのは不当である。すなわち、債権支払不能に対して、取引債権者は予見できるが、不法行為債権者はそれを予見することができない。第二に、取引債権者は、債権者となることによって何らかの利益を得るのが普通であるが、不法行為債権者はあくまでも原状の回復が目的であって、それ以上に利益を獲得するものではない。したがって、不法行為債権者に取引債権者より高い満足を与えても不合理とはいえない。第三に、取引債権者が相手の資力に不安があれば、予め担保をつけるよう要求することができるに比べて、不法行為債権者は債権発生の際の偶然性から予め担保を要求することができない。このような不法行為債権者と不注意・怠慢で担保を要求していなかったために相応の不利益を課せられた取引債権者とを同じく扱うのは不公平である。第四に、取引債権者の多くは事業体であるから、債権が回収不能になっても、その償却によって損金処理で税務上の利益をうけることができるが、不法行為債権者にはこのような可能性がないのが通常である。

一方、人身不法行為債権を一般の倒産債権として、わずかの按分比例弁済、そして大幅な減免措置の対象とすることには、素朴な抵抗感を免れない<sup>65</sup>という理由を挙げる説もあるし、直ちに社会政策的配慮によるものである<sup>66</sup>という説もある。しかし、法に規定がない以上、倒産において不法行為債権の優遇により相対的に損を被る者も出る<sup>67</sup>ので慎重でなければならない。

人身不法行為債権の優遇が必要だとすることを前提に、どのような形で優遇するかの点をめぐって救済の道を探求する学説として、次のような各説がある。

## 1 共益債権説

不法行為債権を共益債権として扱う立場<sup>68</sup>で典型的なのは、条文に対する解釈上、不法行為によって生じた損害賠償請求権を「やむを得ない費用」（旧更生208条8号、現更生127条7号）として処理するものである。この立場はかかる処理を通じて不法行為債権を共益債権に格上げすることを志向する。

すなわち、たとえば公害その他の不法行為企業の更生手続で、被害者の債権を優遇しなければ、同企業の社会的信用の修復が難しいという場合には、その債権の一部について、裁判所の許可を得て、旧会社更生法208条8号（現127条7号）「会社のために支出すべきやむをえない費用」の共益債権に格上げする扱いをとることも可能だと主張する。

かかる立場に対しては、強硬債権者に乱用される恐れから、実務上本号の解釈をむやみと拡張解釈してはならないと指摘されていたが<sup>69</sup>、人道上又は事業継続上の強い要請から始まったこの解釈は、旧会社更生法の下では有力な見解だった。もっとも、現行の会社更生法は「やむを得ない費用」を「更生手続開始後に生じたもの」と明文で限定したため、今では更生手続開始前に生じた不法行為債権を共益債権として処遇する余地はない<sup>70</sup>。

## 2 優先的更生債権説

不法行為債権の扱いに対して、優先的倒産債権として扱う見解そのものではないが、それに類似する説があり、更生計画の中で一般の更生債権者と区別して、優先的更生債権者に近い取り扱いをしようとする。すなわち、優先的更生債権には劣後するが、一般の更生債権よりは優遇するという立場<sup>71</sup>である。

## 3 非免責債権として扱う立場

別の立場<sup>72</sup>として個人破産や小規模個人再生手続、給与所得者等再生手続の場合には、不法行為に基づく損害賠償請求権は非免責債権として扱われることから、破産債権者の立場から出発して、

個人たる不法行為債務者に対しては破産財団及び自由財産へ請求できるに比べ、債務者が法人の場合には、破産財団しか引き当てにすることができなくなり、特に、債務者が個人事業者の場合にはその不均衡が際立つことを強く主張するものがある。かかる立場は、立法論として、企業破産を念頭に、不法行為債権の優遇する可能性—例えば、非免責債権として—を模索すべきだと主張する。

この説については、企業が破産に伴って法人格を失い、解散する以上、たとえ人身不法行為債権であっても、それを非免責債権として扱う実益はどこにあるかがまず問題になる。破産の場合、法人は最後配当（または簡易配当等）が終了すると、計算報告のための債権者集会（破88条4項）または書面による計算報告に対する異議申述期間（破89条2項）を経て、裁判所が破産手続終結の決定をし（破220条1項）、これによって破産手続は終了し、法人も完全に消滅する。従って、人身不法行為債権をたとえ非免責債権として扱っても、弁済する主体がない限り無意味である。

一方、再建型手続であれば、このような方法は被害者救済の観点から、かなり魅力を感じる。このような扱いは、弁済時期が多少遅れたとしてもカットされる訳ではないのだから、全額弁済を得ることができる。そうだとすれば、これは被害者救済と企業再建を両立させ得るように見える。これを解釈論として実現することができるようにも思われるが、それには以下に述べるように相当の無理が生ずる。解釈論として考える方法としては、不法行為債権を手続開始前の罰金等の中に入れて解釈する手法である。すなわち、再建手続では、手続開始前の罰金等については、再建計画において権利に影響を及ぼす定めをすることができず（民再155条4項、更生168条7項）、また免責の対象とならないと定めている（民再178条但書、更生204条1項3号）。かかる罰金等の中に不法行為債権を含めることが出来るならば、上記で述べた問題は法解釈によって解決できよう。しかし、罰金等というのは刑罰の一種類<sup>73</sup>として、その消滅はそれぞれ規定があり、私法上の倒産手続において

多数決原理によって減免がみとめるのは相当ではない<sup>74</sup>。かかる点に罰金を非免責債権として扱う根拠がある。しかし、他方で、人身不法行為債権はあくまでも私法上の権利であるのだから、性質上罰金等に類似していると言えない限り、非免責債権として解釈することは難しいだろう。

立法論として人身不法行為債権の優遇を唱えるとしても、なぜ人身不法行為債権が多数の債権がカットされる中で、他の債権と同じように案分弁済による減額の対象にされてはならないほど重要なのか。より説得力ある説明が必要である。

#### 4 弁済期における優遇

破産手続には、労働債権の弁済許可（破101条）という制度があり、これを人身不法行為債権に類推適用することを考える余地がないでもない。当該規定は労働者の生活の維持を図る趣旨に基づくが、他方でその適用には、その弁済により財団債権または他の先順位もしくは同順位の優先的破産債権を有する者の利益を害する恐れがないときなどの限定がある。従ってこれを人身不法行為債権に類推適用することは困難であろう<sup>75</sup>。

更生手続の場合、不法行為債権を会社更生法74条5項、民事再生法85条5項の「少額の更生（再生）債権を早期に弁済しなければ債務者事業の継続に著しい支障をきたす」として、計画外での弁済を求めることができるとする説もある<sup>76</sup>。すなわち、不法行為被害者を救済することによって債務者の社会的信用の修復が図られるような場合（大量不法行為のような場合）には、少額債権を早期に弁済しなければ、債務者の事業の継続が困難となり、その継続事業価値が損なわれることを防ぐというのがその理由である。

但し、「少額の更生（再生）債権」が想定した状況は例えば、外国における債務を支払わなければ、当該国におけるその後の日本企業の活動が極めて困難になる国情にあり、これによって当該企業の評価が低下して事業の継続に著しい支障が生じると認められる場合や、日常的に生じる病院の廃棄物を処理することができる営業許可を得た業

者が限られており、これとの取引が止まると業務の継続が不可能で、代替措置をとることが困難かつ、当該業者との間で相当と認められる和解的措置が講じられる見込みがある場合<sup>77</sup>等を指すとされ、ここには被害者の救済という公益的要請は念頭にない。そして、少額といえるかどうかの判断要素<sup>78</sup>としては、弁済の対象となる債権の額、再生債務者の資産総額、再生債務者の業務の規模、弁済の必要性の程度などが挙げられている。以上を踏まえるならば、人身不法行為債権を少額債権として扱うことができるかどうかについては、事件ごとの個別の考慮が必要とされよう。例えば、人身不法行為債権額自体がそれほど高額ではない場合<sup>79</sup>、または債権額自体は多少高額であったとしても、債権総額との割合からすればわずかである場合<sup>80</sup>等が挙げられる。

## 5 いわゆる水増し

以上のような倒産債権の優遇の方法以外に、別のルートで優遇しようとする立場もある。例えば、不法行為債権の債権額を裁判官の裁量によって大きく評価する方法を利用して、債権額を「水増し」的に確定する手法である。実務上も不法行為債権を他の一般の倒産債権より相対的に優遇することが行われていると推測されている<sup>81</sup>。

このような推測の前提が倒産手続内に限られたかあるいは倒産手続内外に共通されているかは不明であるが、前提によって結論は異なる。これが倒産手続内における人身不法行為債権に対する扱いとして、このような方法にそれほど違和感を感じない。すなわち、倒産手続開始直前又は開始後に裁判所が「水増し」的な手法で、できるだけ人身損害被害者の弁済額を高めることは可能であるし、人身不法行為債権の優遇を説く見解によると不法行為債権者を除いた他の一般債権者との関係においてもそれほど不公平であるとは思われない。しかし、問題になるのは、このような手法を倒産手続外訴訟の段階で採ることができるかどうかである。すなわち、被害者が加害者企業に対して不法行為に基づいて損害賠償請求訴訟を提起してい

る場合を想定する。企業が倒産に陥る可能性はなく、普通に経営を行う中で、この企業によって人身損害を受けた債務者がその賠償を求める際に、仮に当該企業が数年後に破たんしたとしても、裁判所が企業の数年後の倒産を予見し、被害者を十分に救済するために、わざわざ人身不法行為債権を水増し評価することはありえない。一方で、企業の経営状態が悪く、たとえ現状の経営状態が継続すれば必ず倒産に陥ると裁判所が判断して水増ししたとしても、万が一、企業の経営が改善され逆転順調になれば、この予見による水増しは当企業の財産権に対する侵害に当たる。リスクの回避、当事者双方に対する公平の観点を加味すれば、裁判所は企業倒産可能性について確信がない限り、水増し的な手法を用いる事はできないということは、容易に想像できる。従って、この方法の倒産手続外での採用は無理であろう。

## (三) まとめ

学説上、人身不法行為債権を優遇するために様々な局面での議論がある。分類すると、一つは「やむを得ない費用」（更生127条7項）とか「少額債権」（更生74条5項、再生85条5項）に該当すると解釈して「債権者平等原則の例外」として優遇の道を探ること、第二に一般論として不法行為債権と取引債権を比較して、その優先性を唱えること、第三に個人と法人を比べて、その不均衡性から人身不法行為債権を非免責債権の形で優遇すると主張すること、最後はいわゆる「水増し」の方法で救済する発想であった。

実務上の手法として破産手続において実際に用いることができるのは恐らく「水増し」手法のみであると思われる。一方、更生手続では企業の再建という前提から、以上四つの理論はすべて利用可能であると考えるが、その場合には、特に第二から第四の手法において、法的原則である「債権者平等原則」との対立が問題になる。

## (四) 中国の学説

人身不法行為債権に対する扱いとして、中国の

学説は優遇を認めるのが一般的な見方である。優遇する根拠として人身不法行為債権は取引債権と違い、被害が深いかつ補償し難いこと<sup>82</sup>、中国において商業保険や社会救済が不十分で、人身不法行為債権に対する企業が行う賠償が被害者救済の主なルートであること<sup>83</sup>、人身不法行為債権は債権だけでなく、人権でもあり、人権は債権の上位権であること<sup>84</sup>、人身不法行為の特徴、すなわち、人身不法行為債権の非取引性及び不法性<sup>85</sup>などが挙げられている。

人身不法行為債権を優遇する具体的方法として、労働債権同位説と裁判官裁量説がある。

労働債権同位説は立法論として、人身不法行為債権に一定で優先権を与え、労働債権と同じ順位まで優遇するよう主張している。これは人身不法行為債権の特徴から出発したが、具体的に言えば、人身不法行為債権の権利者は個人に限り、法人は権利者にならないこと、人身不法行為債権の対象は生存利益で、人間としての基本的な利益であること、人身不法行為債権は単に私法上の債権でなく、ある程度公法上の債権でもあること<sup>86</sup>などが上げられている。同様な主張であるが、理由上異なる言い方として、人身不法行為債権と労働債権は共に人身利益保護に関する内容で、同様な状況は同様に扱うべきだ<sup>87</sup>との見方もある。

裁判官裁量説は解釈論として、現行法が人身不法行為債権に何らかの優先権を与えなかった限り、直ちに優遇するかどうかではなく、状況によって優遇するかどうか、どこまで優遇するかを決めることだと主張している<sup>88</sup>。

単純に理屈から言えば、人身不法行為債権と取引債権が衝突する場合、人身不法行為債権を優先して弁済すべきである。しかし、どの程度まで優遇するかは、裁判官にその権限を与え、公平原則と人道的配慮を十分考慮した上で、慎重に判断する必要がある。従って、人身不法行為債権が労働債権と同順位か、あるいは労働債権と租税債権の間かは事件ごとに異なる。

## 四 被害者を優遇した事例に対する考察<sup>89</sup>

現行法の規定とは違って、実務中では人身不法行為債権を優遇した事例がいくつかある。ここでは、若干の事例に対する考察を通じて、なぜ優遇することができたのか、その類似点を探そうとしている。具体的にまず、事実紹介をして、その後、優遇方法や程度、債務者像、債権額構成、債権者と債務者の関係等の場面からチェックする。

### (一) 事例紹介

#### 1 太洋デパート更生計画<sup>90</sup>

##### ①：事実の概要<sup>91, 92</sup>

太洋デパートは昭和27年に開店し、昭和31年には増築して売場の面積を倍増した。その後、支店開設、本店改装など一連の動きを通じて、太洋デパートは熊本県内で業界首位の地位を保ってきた。しかし、昭和48年11月29日、営業中のデパート内の2階から3階への階段の上がり口付近で火災が発生し、3階店内に延焼して各階に燃え広がり、防火管理体制が不備であったため、その結果、店内の客・従業員等104名が一酸化炭素中毒等により死亡し、67名が傷害を負った日本百貨店史上未曾有の火災事故にまで至った。この火災が直後、間接の原因となって、太洋デパートの業績は悪化した。火災によって被った直接の損害は13億円と巨額で再生不能と考えられたため倒産手続申立に至った。

##### ②：債権の処理（表参照）

本件更生計画において債権総額は13231百万円で、これを更生担保権、優先的更生債権、一般の更生債権、共益債権などと分類してそれぞれ扱っている。

#### (1) 更生担保権

27名の債権者がいる本件更生担保権は元本7899百万円と更生手続開始前後の利息損害金によって構成され、これが債権総額の60%を占めている。この部分の債権に対しては、以下のように定めら

	債権額	割合	弁済率	弁済時期	債権者数
共益債権	719	5%	100%	随時弁済	不明
更正担保権	7899	60%	86%	5回で分割弁済(昭55-59)	26
優先的更正債権(租税)	175	1%	100%	2回で分割納付(昭55-56)	12
優先的更正債権(労働)	95	1%	100%	一括弁済(昭54)	66
一般の更正債権(内訳)	4346	33%			590
不法行為債権	1552	12%	81%	3回で分割弁済(昭54-57)	269
その他債権	2449	19%	20%	3回で分割弁済(昭54-57)	295
テナント債権	331	3%	80%	一括弁済(昭54)	25
訴訟費用	14	0%	85%	2回で分割弁済(昭55-56)	1
総額	13234				

債権額	弁済率	実際弁済額	仮想弁済額	差額
2449	20%	490	1139	-649
1552	81%	1257	722	535
331	80%	265	154	111
14	85%	12	7	5
4346	46.50%	2024	2024	

## 大洋デパート更正計画

れた。①元本の14%相当額と更生手続開始前と開始後の利息・損害金は全額免除する。②免除後の債権は昭和55年から昭和59年まで、5回で分割弁済する。③万が一の時を考えて、更生手続廃止の場合、前記の債務の免除及び弁済の猶予は効力を失い、更生計画認可前の権利を回復する。

## (2) 優先的更生債権

本件の租税債権の総額は175百万円、労働債権の総額は95百万円で、これは債権総額の2%しか占めていない。この部分の債権に対しては、以下のように定められた。①更生手続開始前及び開始後の遅延金を免除する。②租税債権は昭和55年、56年2回に渡って分割弁済し、労働債権は昭和54年一括弁済する。

## (3) 一般の更生債権

本件の一般の更生債権は総額が4345百万円で、これは債権総額の33%しか占めていないが、一方、その債権者数は590名に至って最も多かった。このような多数の一般債権者は四つのグループに分けられ、以下の異なった扱いがされた。

第一グループは269名の債権者によって構成された人身不法行為債権者グループで、その元本は1552百万円であり、利息も11百万円に至った。こ

の部分の債権に対しては、元本の19%相当額を免除し、免除後の債権を昭和54年から昭和57年まで3回に分けて分割弁済する。

第二グループは国が支援した訴訟費用債権者のグループで、その総額は15百万円である。この部分の債権に対しては、元本の15%相当額と更生手続開始後の遅延損害金を免除し、昭和55年、56年2回で分割弁済する。

第三グループはテナント預り保証金債権者のグループで、その総額は331百万円である。この部分の債権に対しては、元本の20%相当額を免除し、昭和54年に一括弁済する。

第四グループは一般債権者のグループで、2449百万円の元本と186百万円を超える利息損害金がある。この部分の債権に対しては、①元本については80%相当額を免除する。②25万以下は全額弁済し、25万を超える債権の80%相当額を免除した結果、弁済額が25万未満となる時は、25万を弁済する。③200万円以下の債権者については、昭和55年1回で、200万円から500万円以下の債権者については、昭和56年まで2回で、500万円を超える債権者については、昭和57年まで3回で弁済する。④更生計画認可後、更生会社が反対債権を有する債権に対しては、免除後の残債権と対等額で相殺する。

#### (4) 共益債権

更生手続決定日における共益債権の総額は719百万円であり、これは債権総額の5%を占める。この部分の債権に対しては、随時弁済する。

#### ③：コメント

(1) 本件の債務構成から見れば、総額132億円の債務のうち、更生担保権の割合は6割を占めて最大で、一般の更生債権も33%でかなりの割合を占めている。一般の更生債権の中でも、人身不法行為債権が債権総額の12%を占め、他の事例と比べると、極めて高いために、その存在は無視できない。一方、本件更生計画は実質的には清算を内容とする計画案<sup>93</sup>なので、財源面でも事業収益金による返済は期待できず、主として現有財産の売却金によって返済する状態であった。従って、このような状況の中では、人身不法行為債権の優遇策も簡単に取れなかったことを明らかに示している。

(2) 本件更生計画の特徴は、更生担保権の元本が一部免除されたこと、取引債権の弁済率が極めて低いこと及び多種類の一般の更生債権が優遇されたことが挙げられる

まず、本件では、更生担保権の元本の14%を免除したが、これは極めて異例な取扱い<sup>94</sup>である。霜島教授の考察によれば、昭和50年代上位39件の更生事件の内、更生担保権が一部免除されたのがわずか5件で、その中でも、本件のように民間金融機関の更生担保権を一部免除した例は1件しかない。

確かに、倒産手続における担保権の地位は強い。破産手続と再生手続では、別除権として手続外での権利行使が認められている。更生手続では担保権は、手続の中に取り込まれ、権利行使が制限されて、更生計画の定めるところによるが、更生計画における権利者間においても、更生担保権者は最優先の順位を与えられ、この順位を考慮して更生計画の内容に公正かつ衡平な差を設けなければならない（更生168条1項・3項）。

霜島教授の考察も示しているが、更生担保権の

全額弁済は更生手続では一般的である。しかしその反面、多分に更生担保権の弁済時期は長期に渡ることが推測できる。本件で、このような措置を取られなかった要素を考えるに、本件は実質的に清算を目的とする更生計画<sup>95</sup>であったことと人身不法行為債権の優遇のため財源を確保する必要があったことを挙げることができるだろう。本件更生計画は所有する不動産を5年間賃貸し、その後売却している。このように、6年間で更生債権の弁済を終了させる計画であったので、弁済時期を延ばす余地も財産を増やす余地もない。人身不法行為債権の優遇のための財源の確保として14%免除した結果、1106百万円の財源が捻出された。

次に、本件では、取引債権の弁済率が極めて低い。これも更生担保権の一部免除と同じく、一般の更生債権の内、他の債権を優遇するために、財源を捻出する必要があったことと繋がっている。免除後の取引債権、人身不法行為債権、テナント債権、訴訟費用債権の実際弁済額は490百万円、1257百万円、265百万円、12百万円で、一般の更生債権の実際弁済総額は2024百万円<sup>96</sup>である。仮に、一般の更生債権間に差を設けずに、平等に弁済していたならば、平均弁済率は46.5%である。

そうだとすれば、この平均弁済率に基づいた仮想弁済額は1139百万円、722百万円、154百万円、7百万円となり、その差異は明らかである。すなわち取引債権の仮想弁済額は1139百万円対実際弁済額490百万円の差額は649百万円になるが、一方、人身不法行為債権は722百万円から1257百万円まで上がり、その差額は535百万円になる。これは、取引債権の弁済率を低くして捻出した財源を他の一般の更生債権の財源に充てたことを意味する（表参照）。

最後に、本件においては、多類の一般の更生債権が優遇されている。具体的に言えば、テナント債権が80%、人身不法行為債権が81%、訴訟債権が85%で、弁済率が一番低い取引債権の20%を大幅に上回っている。このように処理した根拠は何

か。

前にも言及したように、本件は清算を目的とする更生計画で、更生会社が所有する本館、別館を五年間賃貸し、その後売却して得た代金を弁済基金とするので、このためには、本館に入居中のテナントに退店を求める必要も生じた。しかし、テナント債権者にとって、例えば取引債権のように20%相当額ぐらいの賠償金で更生会社の計画に協力することは期待できない。テナントの退店なしに、賃貸も売却もおそらく順調に進まないだろう。そうすると、本件計画は遂行見込みがないとして廃止され、破産手続に移行するほか道はないことになる。破産手続に移行していたなら、管財人がどうしても避けたかったと思われる最悪の状況（人身不法行為債権には一銭の配当もなくなる可能性が高い）は免れられない。そのために、テナント債権の優遇が決まったのであるが、その程度はまた財源に応じているということになる。

本件における訴訟債権は訴訟補助による国の償還請求権であり、本件の訴訟上の和解の成立に役に立ったものと思われる。この債権は事実上人身不法行為債権を早期確定させ、早期救済を可能とするために寄与したものであり、この意味では、不法行為債権者全体の利益のためにかなう共益的な存在である。そうだとすれば、人身不法行為債権より優遇されるのも妥当な処理であると考えられる。

### (3) 人身不法行為債権の優遇と地域社会との関係<sup>97</sup>

本件更生計画で管財人自身は人身不法行為債権の倒産手続における低い地位が不合理である<sup>98</sup>と述べ、人身不法行為債権を優遇しようとした。これはまったくそのとおりであると考え、それを実現するには財源の手当てが必要である。本件では更生担保権元本の削減及び取引債権の極めて低い弁済率を通じて、この財源を確保している。それでは、なぜ更生担保権者と取引債権者は譲歩に応じたか。

これに関しては地域社会と本件更正企業との関係なくして説明はできないものとする。前にも

述べたように、本件では会社の実質的な清算はまぬがれず、更生計画は実質上清算を内容とする計画案であったが、他方で倒産会社はその事業の性質上、税収、多数の取引先、住民生活サービスの提供、労働者の雇用確保<sup>99</sup>など地域社会に強い影響力を及ぼしていたのだから、経営主体に変更があっても、地域の事業自体の継続に対する要請は強かった<sup>100</sup>。もっとも、当時、人身不法行為債権者については、全額弁済すべきは当然という風潮があったこともあり<sup>101</sup>、事業を承継させるためには人身不法行為債権への高配当は不可欠であった。他方で事業承継は更正担保権者、取引債権者に対しても利益になることから、両者は世論、マスコミに押される形でかかる債権削減に応じたのだろう。

(4) 本件更生計画における人身不法行為債権の優遇は弁済率と弁済時期の両方で行われている。

まず、本件における更生債権の弁済率は訴訟費用債権85%、人身不法行為債権81%、テナント債権80%、取引債権20%で、この内、人身不法行為債権の弁済率は81%に至り、二番目の高さを維持しているほかに、85%の高弁済率を飾ってある訴訟費用債権と80%のテナント債権は本件において共に優遇された。表からみれば、訴訟費用債権が人身不法行為債権より優遇されたように見えるが、これは割合に目を向けたからであって、債権総額はわずか14百万円なのだから、それを人身不法行為債権と同率の81%から85%までアップしても、0.6百万円しか増額していない。

次に、本件における人身不法行為債権は昭和54年から57年まで3回分割して弁済することになっている。これより早期に弁済されるのが昭和54年に一括弁済するテナント債権と昭和55、56年で2回分割弁済する訴訟費用債権であるが、先に述べたように、この扱いは少額債権を減らす目的である。他方で、実際弁済額1257百万円の人身不法行為債権を実際弁済額490百万円の取引債権より一年早く弁済を始め同時に終えることも、不法行為債権の優遇であるといえるだろう。

2 道南バス更生計画<sup>102</sup>

①：事実の概要<sup>103</sup>

道南バス株式会社は一般乗合バス事業と一般貸切バス事業を営む公益企業体で、その事業の歴史は前身時代を含めて51年余りに達し、経営規模は北海道内民営バス業界中第2位を占め、名実ともに道南一円の“地域住民の足”であった。しかし、昭和40年代に入って顕在化した人口の都市部集中に伴う過密化及び郡部の過疎化現象の進行により不採算線路が増加し、バス事業自体の経営悪化が続いた。また、この間における相次ぐ経営主脳陣の交代は経営方針の一貫性を欠いたのみならず、経営者の恣意的経営を伴い会社に多額の損失をもたらした。一方、関連会社に対する不当な投資も更生会社の資金繰りを悪化せしめ、その結果、逐年巨額の赤字負債を累積した。

本件における人身不法行為債権は交通事故によって生じた債権であるが、全体として言えば、これが企業を更生手続に導いた主たる原因ではないという点は明らかである。

②：債権の処理（表参照）

本件更生計画において債権総額は3446百万円であり、これを更生担保権、優先的更生債権、一般の更生債権などに分類してそれぞれ扱っている。

(1) 更生担保権

本件の更生担保権の総額は2750百万円であり、これは債権総額の8割を占め、その弁済率は100%

に至った。合計17名の債権者は主に三つのグループに分けられたが、具体的に言えば、次の通りである。

第1グループは室蘭市及び年金福祉事業団の59百万円の元本と更生手続開始前の利息損害金及び更生手続開始後1年を経過する日までの利息損害金によって構成されている。この部分の債権に対して、①更生手続開始前及び開始後の利息損害金のうち、室蘭市については年率6.5%、年金福祉事業団については年率7%の利率を超える部分は免除する。②免除後の金額は約定の日に支払うし、すでに期日の到来しているものは、昭和52年9月末日に弁済する。

第2グループは栗林商会の5百万円の元本と更生手続開始前の利息損害金及び更生手続開始後1年を経過する日までの利息損害金である。この部分の債権に対して、①元金のうち大部分は新株式をもって代物弁済し、一部の残金は昭和52年9月末日限り支払う。②更生手続開始前の利息損害金及び更生手続開始後1年を経過する日までの利息損害金はすべて免除する。

第3グループは室蘭商工信用組合ほか13名の2687百万円の元本と更生手続開始前の利息損害金と更生手続開始後1年を経過する日までの利息損害金を含んでいる。この部分の債権に対して、①元金は全額弁済する。②更生手続開始前の利息損害金は（元金＋更生手続開始前の利息損害金）＊10%の算式により算出した金額だけ免除する<sup>104</sup>。③更生手続開始後の利息損害金はすべて免除する。

	債権額	割合	弁済率	弁済時期	債権者数
共益債権	不明	不明	100%	随時弁済	不明
更生担保権	2751	80%	100%	分割弁済（昭56-65）	17
優先的更生債権（租税）	297	9%	100%	3回分割弁済（昭52-54）	22
優先的更生債権（労働）	76	2%	100%	3回分割弁済（昭52-54）	7
一般更生債権（内訳）	323	9%			75
不法行為債権	5	0%	100%	一括弁済（昭52）	5
金融機関	14	0%	80%	10回分割弁済（昭56-65）	9
営業関連グループ	202	6%	80%	10回分割弁済（昭56-65）	4
取引先100万円以下	18	1%	(10万円以上部分)40%	一括弁済（昭53）	30
取引先100万円以上	84	2%	(10万円以上部分)40%	3回分割弁済（昭53-55）	27
総額	3447				

道南バス更生計画

④免除後の債権額の一部は本計画認可の日から5年以内に売却し、その売却金から割付額をもって弁済する。残りの部分は昭和56年から昭和65年まで10回分割して弁済する。

#### (2) 優先的更生債権

本件の優先的更生債権は租税債権297百万円と退職金75百万円であり、これら優先的更生債権は債権総額の11%を占め、その弁済率は100%である。債権者数は租税債権の222名、労働債権の38名であった。この部分の債権に対しては、以下のように定められた。①退職金の更生手続開始前の利息損害金は全額免除し、租税債権の更生手続開始前の利息損害金は徴収債権者の同意を得て免除する。②免除後の債権額を昭和52年から昭和54年まで3回に分割して弁済する。

#### (3) 一般の更生債権

本件の一般の更生債権は総額が324百万円であり、これは債権総額の9%しか占めていないが、一方、その債権者数は75名と、最も多かった。しかし、一般の更生債権と言っても、計画では人身不法行為債権を含めて五つのグループに分けて、その取り扱いはかなり異なっている。

第1グループは金融機関グループで、元本150百万円と更生手続開始前の利息損害金617百万円によって構成されている。この部分の債権に対しては、①元本の20%相当額と更生手続開始前の利息損害金を免除する。②免除後の債権額は昭和56年から昭和65年まで10回で分割弁済する。

第2グループは営業関連グループで、元本202百万円と更生手続開始前の利息損害金を含めている。この部分の債権に対しては、①元本の20%相当額と更生手続開始前の利息損害金を免除する。②免除後の債権額のうち、45百万円は新株式を持って代物弁済し、残り117百万円は昭和56年から昭和65年まで10回で分割弁済する。

第3グループは（取引先）100万円以下のグループで、債権者は30名で、元本は18百万円であり、更生手続開始前の利息損害金も少しある。この部

分の債権に対して、①元本から10万円を控除した額の60%と更生手続開始前の利息損害金を免除する。②免除後の債権額を昭和53年9月末日に一括弁済する。

第4グループは（取引先）100万円以上のグループで、債権者は27名で、元本84百万円と更生手続開始前の利息損害金によって構成されている。この部分の債権の扱いは第3グループと基本的には同じであるが、弁済時期だけが昭和53年から昭和55年まで3回で分割弁済するところが違っている。

第5グループは債権者5名により構成された人身不法行為債権グループで、その元金は5百万円であった。この部分の債権に対して、昭和52年9月末日限り全額弁済する。

#### (4) 共益債権

本件においては、手続開始後未払共益債権は省略されたため、はっきりしないが、営業収益金で随時弁済する。

#### ③：コメント

(1) 本件更生計画の債務構成をみれば、更生担保権、優先的更生債権、一般の更生債権の順で並べている。その中で特に注目すべきなのは、債権総額の8割を占める更生担保権の極めて高い割合に比べて、優先的更生債権が1割、一般の更生債権が1割弱と、非常にわずかである、という点である。このような債務構成が意味するのは本件更生計画が順調に進むか否かを決めるのは更生担保権者であり、優先順位上更生担保権の後に位置している優先的更生債権者、一般の更生債権者にとって、できるだけ高い弁済率を求めるため使える手段はそれほど多くはない。一方で、更生担保権者にとっても、更生計画をうまく進めるためにはどうしても他の債権者の協力を必要とする。そうだとすれば、他の債権者と、限定された範囲内で歩みあうことも、それほど受け止められない訳でもない。その結果、双方協力が可能になり、それにより更生をなすげられた。実際に見ても、本件の一般の更生債権の弁済率は全体的高いレベルを維持し

ている。

(2) 本件の特徴といえば、利息損害金の扱い方である。会社更生の場合、全債権の利息損害金を免除するのが一般だが、本件計画では、室蘭市及び年金福祉事業団の更生手続開始後の利息損害金のうち、一部を残して免除しなかった。室蘭商工信用組合などの更生手続開始前の利息損害金のうち、一部を残して弁済するようにした。両方ともに更生担保権で、利息損害金を全額免除せず、残すというのはかなり異例な措置であるともいえるだろう。前にも言及したように、本件更生計画において、更生担保権が債権総額の八割を占めていたために、更生計画策定にこれらの意向を無視できなかったとの事情が、通常免除されるべき利息を免除できなかった背景にあるものと考えられる。

(3) 本件において人身不法行為債権に対する優遇措置は弁済率と弁済時期の双方でなされた。

まず、人身不法行為債権の弁済率は100%である。他の債権の弁済率と比較すると、人身不法行為債権より上位に位置づけられている更生担保権、優先的更生債権は共に100%弁済であり、同じ順位の他の一般更生債権の弁済率は80%、40%に止まっている。このような状態はまさに学説上有力であったいわば優先的更生債権には劣後するが、一般の更生債権よりは優遇する方法を採用したように見える。しかし、本件更生計画で人身不法行為債権が100%弁済に至った理由として、上述の、一般理論としての人身不法行為債権の優遇を説く見解が主張した各根拠に基づいてなされた形跡は認められない。むしろもっと単純にただその債権額が少なかったにすぎないからであると思われる<sup>105</sup>。すなわち、人身不法行為債権額はわずか5百万円であり、この債権総額からの割合は0.1%でしかない。更生担保権が約27億円であるのに比べ、優先的更生債権は約3.7億円、他の一般更生債権は約3億円であるが、不法行為債権は、免除された更生手続開始前の利息損害金よりも低い額である<sup>106</sup>。そうだとすれば、人身不法行為債権者を除いた債権者

達はこのわずかな金額にこだわる必要はないので、100%の弁済をすることができたのではないか。

次に、弁済時期も優遇された。人身不法行為債権は一番早くに弁済されるだけでなく、一括弁済された。同様の扱いを受けるのは(取引先)100万円以下グループしかいない。

この(取引先)100万円以下グループは債権者30名、債権額180百万円である。本件更生計画の中でこれらの債権を早期に弁済する意図は債権者数を減らして債権管理の便利化を図った点にあると考えられる。これに比べ、人身不法行為債権の場合、債権額だけでなく、世間の注目もあり、被害者の不満などは延ばせば延ばすほど更生会社を不利に陥らせることから、早期に解決する事が更生会社の再建にきわめて重要な意味を与えていたと考える。

### 3 東北建設機動更生計画<sup>107</sup>

#### ①：事実の概要

東北建設機動株式会社はレジャー施設、ホテル及びゴルフ場を経営する会社であるが、経営不振、資金繰りの破綻によって経営が苦境に陥ることになった<sup>108</sup>。しかし、債権額及び債権者数などから分析すれば、人身不法行為が企業倒産の主因ではない点は明確である。

#### ②：債権の処理(表参照)

本件更生計画において債権総額は5199百万円で、これを更生担保権、優先的更生債権、一般の更生債権、共益債権などと分類してそれぞれ扱っている。

##### (1) 更生担保権

本件更生担保権の総額は3605百万円で、これは債権総額の69%を占めている。一方、更生手続開始前後の利息損害金も9億円を越えている。この部分の債権に対しては、①元本は全額弁済する。②更生手続開始前及び開始後の利息損害金は免除する。③免除後の債権の一部は更生計画認可後一

	債権額	割合	弁済率	弁済時期	債権者数
共益債権	701	13%	100%	随時弁済	不明
更正担保債権	3605	69%	100%	更正計画認可決定後2年1ヶ月以内	7
優先的更正債権（租税）	168	3%	92%	更正計画認可決定後1ヶ月以内	10
優先的更正債権（労働）	16	0%	63%	更正計画認可決定後2年以内	96
一般更正債権（内訳）	709	14%			404
不法行為債権	23	0%	80%	更正計画認可決定後2年以内	5
（ア）更正債権	7	0%	30%	更正計画認可決定後2年以内	4
（イ）更正債権	325	6%	15%	更正計画認可決定後2年以内	149
ゴルフ預託金関連債権	354	7%	15%	更正計画認可決定後2年以内	246
総額	5199				

東北建設機動更正計画

ヶ月以内に、残り部分は認可後二年一ヶ月以内に弁済する。

### （2）優先的更生債権

本件の租税債権の総額は168百万円であり、これは債権総額の3%を占めている。一方、従業員給与、退職金、解雇手当など労働関係債権の総額は16百万円であり、これは債権総額のわずか0.3%しか占めていない。にもかかわらず、その弁済率からみれば、租税債権は92%、労働債権は63%にとどまっている。この部分の債権に対しては、①遅延税の免除は規定とおりに受け、免除後の租税債権は確定債権額の92%、すなわち、155百万円を更生計画認可後二年一ヶ月以内に弁済する。②労働関係債権は、給与と退職金組と解雇手当組に分けて異なって扱いをする。給与と退職金組は、A：合計額が十万円以下は全額支払う、B：十万円を超える時は、十万円は全額支払う、十万円を超え三十万円以下の部分に対しては30%を免除し、三十万円を超える部分に対しては50%を免除して支払う。解雇手当組は50%免除して支払う。その結果、実際の弁済額は10百万円で、これを更生計画認可後二年以内に弁済する。

### （3）一般の更生債権

本件の一般の更生債権の総額は710百万円で、これは債権総額の14%を占めている。一方で、その債権者は404名であり、更生担保債権の7名、租税債権の10名、労働債権の96名より遙かに多かった。これら404名の一般の更生債権者は四つのグループ

に分けて別々に扱われ、実際の弁済率は、80%、15%、30%、15%になった。

第一グループは債権者5名による人身不法行為債権グループで、元本23百万円<sup>109</sup>と利息を含めている。この部分の債権に対しては、元本の20%相当額と利息を免除し、免除後の債権を更生計画認可決定後二年以内に支払う。

第二グループはゴルフクラブ会員預託金、入会金グループで、その債権額は354百万円であった。この部分の債権に対しては、①預託金の85%相当額と入会金を免除する、その結果、実際には50百万円しか弁済しなかった。②免除後の債権を更生計画認可決定後二年以内に支払う。

第三グループは（イ）更生債権グループ<sup>110</sup>で、その債権額は326百万円であった。この部分の債権に対しては、①役員報酬、配当金及び利息損害金は全額免除する。これら免除を控除した残額債権に対して、その85%相当額を免除する、その結果、実際の弁済額は48百万円だった。②免除後の債権を更生計画認可決定後二年以内に支払う。

第四グループは（ア）更生債権グループで、その債権額は7百万円である。この部分の債権に対しては、元本の70%相当額と利息を免除し、免除後の債権を更生計画認可決定後二年以内に支払う。

### （4）共益債権

更生計画認可当日の共益債権の総額は701百万円であり、これは債権総額の13%を占めている。この部分の債権に対しては、一部は、条件付きで裁判所の許可を得て現金を支払う。残り部分は本計

画の実行による余裕金、債権回収金ならびに資産処分代金のうちから随時弁済する。

③：コメント

(1) 本件の債務構成からみれば、更生担保権の割合が69%で最大であるが、共益債権と一般の更生債権も13%ずつ占め、その存在感を示している。一方、本件更生計画は清算を目的とする更生計画なので、財産処分の売得金をその弁済に充てる財源とする。にもかかわらず、人身不法行為債権はわずか0.4%しか占めていないので、その優遇はかなり期待できる状態になった。

(2) 本件更生計画の特徴といえば、人身不法行為債権が労働債権より優遇された点が挙げられる。本件において、労働債権の総額は16百万円で、割合は0.3%でしかなく、これは、人身不法行為債権の割合よりも低い。にもかかわらず、労働債権の実際の弁済率は63%しかいない。なぜこのような状況になったのか。はたして、これは、債権者間に差を設けても衡平を害しない場合（更生168条1項但書）に当たるか。

1：通常、債権の弁済順序上、原則的には優先的更生債権は一般の更生債権の上位に位置する。従って、労働債権も当然不法行為債権に優位して弁済を受けることになる。そこで上述のような事案から考えるに、本件で不法債権者が優遇されたのは、内部者債権の劣後理論を応用した結果ではないかとも考えられる。

労働債権については、昭和50年代に発生した豊田商事事件でも豊田商事社員の労働債権の処遇が問題となった。この事件は破産事件であるが、30億円程度の財産に対して、担保権など15億円、国税債権6億円、従業員の賃金・退職金債権10億円、貸付金など一般債権20億円、純金ファミリー契約債権1000億円があった。破産手続でも、担保権債権、租税債権、労働債権などの優先権が認められている。本件での問題は、法が定める弁済順序によると、加害者たる従業員の債権が被害者たるフ

ファミリー契約債権者より多額の弁済を受けることになる点にある。しかしこのような扱いは、どうしても正義に当たるとはいえない<sup>111</sup>。

話を戻すが、本件では、(ア)更生債権中の役員報酬部分は既に全額免除されており、他方で、レジャー施設、ゴルフ場の一般労働者は、豊田商事事件における加害者たる労働者とは地位が違うので、一般労働者の給与、退職金、解雇手当を人身不法行為債権より低い弁済率で扱うのは必ずしも妥当とはいえないだろう。

2：内部債権の劣後の法理ではないなら、財源を捻出するためであろうか。しかし、これも考えにくい。なぜなら、ここで労働債権の弁済率を63%にしたとしてもわずか6百万円分の財源しか確保できないのに比べ、(ア)更生債権やゴルフ預託金の弁済率を1%下げれば、すなわち15%から14%に下げれば、簡単に6百万円が捻出される。従って、この仮説も成立しない。そうだとすると、どのような目的で、このような扱いをしたかは不明である。

(3) 本件において人身不法行為債権に対する優遇は弁済率に現れている。

人身不法行為債権の弁済率は80%で、30%、15%の弁済率である他の一般の更生債権より明らかに上回るのはもちろん、優先順位が上のはずの労働債権も超えている。23百万円の債権額と0.4%しか占めていない割合によって、人身不法行為債権が優遇されたのであれば、道南バス事件の仮説は本件においても成り立つように見える。すなわち、他の一般の更生債権に優先した根拠は、その債権額の少なさと割合の低さである<sup>112</sup>。人身不法行為債権の総額は(イ)更生債権、ゴルフ預託金関連債権の余りのみと比較するならば、この点が妥当するであろう。

4 日本マリンオイル更生計画<sup>113</sup>

①：事実の概要<sup>114</sup>

昭和50年8月30日、愛媛県東予市三津屋の日本

マリノイル本社工場の高さ12メートル、直径11メートル、容量2000立方メートルの廃油タンクが突然爆発し、隣のタンク2基も誘爆、30メートルの炎を吹き上げた。東側の道を自転車で通過中の主婦（48）は油を浴びて海に吹き飛ばされて死亡、歩行者の別の主婦（52）も油を浴びて死亡、さらに工場内の従業員6人も死亡した。一ヶ月後、負傷した5人中の2人も死亡した。多数の死傷者を出した大惨事であるが、この事故によって更生会社が倒産に陥ったと証明する証拠はない。

## ②：債権の処理（表参照）

本件更生計画において債権総額は1753百万円であり、これを更生担保権、優先的更生債権、一般の更生債権、共益債権に分類して異なった扱いをしている。

### (1) 更生担保権

本件の更生担保権の債権者は日本開発銀行ほか4名しかいないが、その総額は1026百万円で、これは債権総額のほぼ6割を占めている。この他に更生手続開始前後合わせて2億円以上の利息損害金がある。この部分の債権に対して、①免除後の債権は売却資産の売得金を別表八記載の配分率により按分弁済する。その弁済時期も昭和57年から分割弁済する<sup>115</sup>。②更生手続開始前の利息・損害金のうち、法定利率を超える金額と更生手続開始後の利息・損害金を免除する。

### (2) 優先的更生債権

本件の優先的更生債権は租税債権4百万円と更生手続開始前後の利息税、遅延金を含む。これら優先的更生債権は債権総額の11%を占め、その弁

済率は98%である。この部分の債権に対しては、①租税債権の更生手続開始後の利息・遅延金は全額免除する。②免除後の債権額を昭和52年から昭和54年まで2回に分割して弁済する。

### (3) 一般の更生債権

本件の一般の更生債権は総額が400百万円で、37名の債権者を二つのグループに分けて扱った。

人身不法行為債権グループの元本総額が32百万円であるに比べ、一般更生債権のグループの元本総額は370百万円に至った。この部分の債権に対しては、①元本について、人身不法行為債権グループは全額弁済するが、一般更生債権グループは50%弁済する。②かかる債権の利息・損害金はすべて免除する。

### (4) 共益債権

本件更生計画の共益債権の総額は324百万円で、これは債権総額の18%を占めている。これら債権に対しては、事業収益金をもって随時弁済する。

## ③：コメント

(1) 本件の債務は主に更生担保権、共益債権、一般の更生債権の三つに分けて、それぞれ58%、18%、23%占めている。その中で、人身不法行為債権が占めている割合は2%である。本件の債権総額（1756百万円）、債権者数（43名）から見れば、倒産規模も大きくないし、それほど複雑な事件でもない。一方、弁済財源は事業収益金、売却予定資産の売得金である。

(2) 本件更生計画の特徴としてまず挙げられるのは、一部の更生担保権と優先的更生債権の更生手

	債権額	割合	弁済率	弁済時期	債権者数
共益債権	323	18%	100%	随時弁済	不明
更生担保権	1026	59%	100%	不明	5
優先的更生債権（租税）	4	0%	100%	2回で分割弁済（昭57-58）	1
一般の更生債権（内訳）	400	23%			37
不法行為債権	31	2%	100%	不明	10
一般更生債権	369	21%	50%	不明	27
総額	1753				

続開始前及び開始後の利息・損害金を免除しなかったことである。具体的に言えば、更生担保権では、更生手続開始前の利息・損害金の内、約定利率を超えた金額だけを免除し、その残り部分は免除していない。一方で、優先的更生債権では、更生手続開始前の利息・遅延金はわずかであるが、免除はしていない。

(3) 本件では、弁済率を通じて、人身不法行為債権の優遇を実現した。すなわち、人身不法行為債権の全額弁済に比べ、他の一般の更生債権は半額弁済にとどまる。東北建設機動の事例、あるいは道南バスの事例に比べると、債権総額の2%を占めている本件人身不法行為債権は総債権に占める割合としては若干大きいようにも見えるが、全体的に一般の更生債権が高弁済率を維持しているため、人身不法行為債権の全額弁済が可能になった。

## (二) 検討

1：以上四つの事例を分析すれば、次のような部分で共通していることが分かる。

まずは、更生手続開始前と開始後の利息・損害金などの扱い方である。普通の更生事件では、この利息・損害金を全額免除するが、道南バス事例では、更生担保権の開始前と開始後の利息・損害金、日本マリノイル事例では更生担保権の開始前の利息・損害金は全額免除しなかった。

次に、これらの事例では、更生担保権が高い割合を占めるが、それに比べ債権者は著しく少ない。人身不法行為債権を優遇するためには、どうしても金融関係の債権者が主流である更生担保権者の協力が不可欠である。太洋デパート事例では、この点が特に顕著であった。

さらに、これら事例では、一般の更生債権は更生担保権、優先的更生債権より優遇されていない。法に照らせば、これは当たり前のことであるが、東北建設機動事例は、不法行為債権が労働債権より優遇された例である。

最後に、これら事例では、一般の更生債権の間

でも、いくつかのグループに分け、弁済率に差を設けている。最も重要なのは、人身不法行為債権は他の一般の更生債権に比べて、弁済率、弁済時期面でかなり優遇された点である。

2：上記の事例で示したように、人身不法行為債権を優遇しようとする以上、どうしても債権者平等の原則との関係が避けられない。

### ①民法における債権者平等の原則

債権者平等の原則とは、同一内容の債権が複数成立する場合に、成立時期等にかかわらず、また債権の効力は相互に優先することはなく、債務者の全財産が債権全額を実現するのに足りない場合には、各債権者は平等の地位で、債権額に按分して満足を受けることをいう。これを非排他性、非優先性、比例弁済の三点で要約できる<sup>116</sup>。鈴木裕弥教授の考察によれば<sup>117</sup>、本原則は旧民法債権担保編一条二項本文に定めがされ、これは、フランス民法典の先取特権及抵当権の総論部分の2093条に由来する。

### ②倒産法における債権者平等の原則

倒産法においても債権者平等の原則がある。手続ごとに具体的に言えば、破産手続では「同一順位において配当をすべき破産債権については、それぞれその債権の割合に応じて、配当をする。」(破194条2項)、民事再生手続では「再生計画による権利の変更の内容は、再生債権者の間では平等でなければならない。」(民再155条1項本文)、会社更生手続では「次に挙げる種類の権利を有する者についての更生計画の内容は、同一の種類を有する者の間では、それぞれ平等でなければならない。」(更生168条1項本文)とそれぞれ定めている。

ここで重要なのは、倒産法における債権者平等の原則は、すべての債権者を平等に取り扱うのではなく<sup>118</sup>、同一順位または同一の種類を有する債権額に応じて比例弁済することである。そして、この平等はただ債権額に応じただけで、「早い者

勝ちによる混乱の回避、すべての債権者を納得させる基準を他に見出しがたいこと、実体法秩序の尊重、債務者の合理的期待の保護<sup>119</sup>などの理由からその合理性を証明しているが、その限界があることも否定できない。すなわち、これはあくまでも「形式的平等」を求めるにとどまるものであって、これによって「実質的平等」が実現されるかどうかは別の問題である。この点に関し、再建型では、形式的平等を前提としつつも公平・衡平の見地からの修正が認められているが、破産手続では平等を徹底していかなる例外もない。

### ③「債権者平等の原則」に対する修正

民事再生法であれ、会社更生法であり、再建型手続では、債権者平等の原則に対する例外規定は債権者平等の原則を定めた規定と同じ条文に定めている。すなわち、民事再生法では（155条1項但書）「不利益を受ける再生債権者の同意がある場合又は少額の再生債権若しくは第八十四条第二項に挙げる請求権について別段の定めをし、その他これらの者の間に差を設けても衡平を害しない場合、この限りでない。」と、会社更生法では（168条1項但書）「不利益を受ける再生債権者の同意がある場合又は少額の再生債権若しくは第百三十六条第二項第一号から第三号までに挙げる請求権について別段の定めをしても衡平を害しない場合その他同一の種類の権利を有する者の間に差を設けても衡平を害しない場合は、この限りでない。」と定めている。

表現は若干異なるが実質的には同じ内容を定めたこの規定により、民事再生法と会社更生法における『平等』は、形式的平等ではなく、衡平に適った差を承認する実質的平等を意味していると考えられる<sup>120</sup>。上記四つの事例はこの実質的平等から証明可能であると解すべきである。

3：上記の各事例では、不法行為債権の扱いがいわゆる優先的更生債権には劣後するが一般の更生債権よりは優遇する説<sup>121</sup>に合うように見える。しかし、これら事例で、人身不法行為債権が優遇さ

れた実質的な理由はこれだけの抽象的な根拠に依拠しただけでなく、具体的倒産事件において不法行為債権を現実の必要性に基づいているものと思われる。この点に関して、次の要素が作用したと考えられる。

第一に、不法行為債権の債権額が小さくかつ債権総額で占める割合が低いことである。道南バス、東北建設機動、日本マリンオイル事例では、この点が共通していて、更生担保権、優先的更生債権だけでなく、その他の一般の更生債権に比べても同様に低い。太洋デパート事例で人身不法行為債権が前記事例のように全額弁済できないのは、まさにその債権額の多寡と関係していないとはいえないであろう。

次は、更生会社事業と地域との関係、すなわち、地域密着か否かとも関係があると考ええる。地域密着とは、地元政府、経済界、住民など協力、理解が不可欠、あるいは、更生会社の客層が地元限定されていることを意味する。人身不法行為債権者はたいてい地域社会と関係深いので、これら債権者の納得、理解なしで、会社の再建または継続は到底考えられない。太洋デパートの事例は、これが一つのポイントになった事例であるといえる。

最後に、財源を捻出することができるか否かが鍵になる。たとえどんなに地域に密着しても、財源がなければ、机上の空論である。一般の更生債権たる人身不法行為債権にとって、財源捻出的はその他の一般の更生債権しかいない。太陽デパート事例では、この点が明らかである。

要するに、一言で言えば、これらの事例は不法行為債権を優遇したと言っても、実際には、道南バス、東北建設機動、日本マリンオイル事例は債権の小額性だけで説明できるが、太洋デパート事例は事業の地域密着的な性質と財源捻出可能性の両方から説明する必要がある。人身不法行為債権の扱いは事案によって違い、債権額と割合、更生会社と地域の関係、財源の確保などがその影響要素ではないかと推測する。

今度の事例分析に中における問題点としては、まず分析対象である事例が、主には昭和50年代の

事例に集中したという点であり、そのことから分析した結論が一般性を有しているといえるかどうかが問題になる。次に、分析事例が主に事故を原因とした不法行為債権に関する事例に集中しており、最初に想定した公害、薬害、食害関係の事例ではなかったなどが挙げられる。次章では、日本の倒産事件処理がなされた事例ではないが、参考事例として継続的活潜在的な被害が生じる人身不法行為の例を検討する。

## 五 継続的かつ潜在的被害が発生する可能性がある人身不法行為の特殊性

### (一) マンヴィル事件とチソソ問題<sup>122</sup>

#### 1 マンヴィル事件の事案の概要

マンヴィル事件は、いわゆるアスベスト訴訟に関連する。アスベストは、天然にできた繊維状の鉱物で、熱や摩擦に強く、切れにくい、酸やアルカリに強い等特性を持っていることから、建築材や耐熱材として、19世紀後半以来長い間身近に使用されてきた。そして、アスベストは人体に対しては無害で、安全な材料だと従来信じられてきた。

ところが、近年になって、アスベストの有害性<sup>123</sup>が医学的に立証され、アスベストの製造及び販売に関わってきた企業に対し、関連労働に従事した労働者が原告となり、損害賠償訴訟が提起されるに至った。そして、特に問題になるのは、アスベストは暴露から発症までの潜伏期間が30～40年と非常に長期にわたり、建築物や自動車など極めて広範な分野で利用されてきていることから、潜在的被害者の範囲が極めて大きく、負うべく債務も巨額なことである。

本件の加害者たるマンヴィル社（14社の関連会社を含む）は世界最大のアスベスト採鉱、製造業者で、1981年の売上は2億2,000万ドル、フォーチュン誌リスト500社中181位であった。

1982年8月26日に、マンヴィル社は更生手続開始の申立てをした。調査によれば、マンヴィル社の事業は好調であるが、アスベスト被害者の提起した5200件の訴訟と、賠償推定額20億ドルに圧倒

されたとする。そして、かかる訴訟は月500件の割合で増加中であり、一件あたりの費用は16000ドルから4万ドルとなった。マンヴィル社の大口無担保債権者は主に金融機関で、負債総額は6800万ドル、資産は2億2000万ドルで、黒字倒産であった<sup>124</sup>。

マンヴィル社が黒字倒産を申し立てるのはそのわけがあった。すなわち、アスベストにかかわる訴訟があちこちで頻発するに伴い、かなりの債務を負うようになったが、現在の被害者との間の紛争はうまく解決できる。問題は、多数存在すると思われる将来の潜在被害者のことである。これら潜在的債権者の存在は会社に対し、極めて不安定な経営を将来にわたって迫ることになりかねない。このような苦境から開放するために、会社がとった手段がアメリカ連邦破産法第11章の申立てである。

#### 2 マンヴィルの信託基金とチソソ分社化の手法

##### ① マンヴィル事件の手法<sup>125</sup>

上述のようにマンヴィル社が手続を進める原動力は、現存債務に対する支払不能ではなく、将来大量に顕在化する人身不法行為債権に対する予測からであった。

マンヴィル事件で使われた方法の根幹はいわゆる“アスベスト健康信託基金”を作って、すべての被害者が“基金”から賠償を得ることである。

“信託基金”は一定量の現金、為替手形、再建後のマンヴィル社の株式、毎年マンヴィル社20%の収益権などが含まれている。被害者は弁済を受けるため、まず“信託基金”と和解し、和解できない場合には、仲裁や訴訟を通じて、賠償額を確定する。しかし、懲罰的損害賠償は得られない。

このような仕組みを通じて、マンヴィル社は最大の保護をうけられた。裁判所は被害者がマンヴィル社<sup>126</sup>ではなく“信託基金”に対して権利を主張するよう禁止命令を発令し、この命令は現在及び将来の原告に及ぶ。

② いわゆるチツソ分社化<sup>127</sup>

平成16年のいわゆる関西訴訟最高裁判所判決<sup>128</sup>をきっかけに、水俣病被害を救済し、水俣病問題の最終解決のために、平成21年『水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法』が成立した。

本法の定めにより、チツソは事業再編計画として、まず100%子会社（事業会社）を作る（9条1項1号）。その後、チツソは個別補償協定に係る債務、水俣病に係る損害賠償債務及び公的支援に係る借入金債務その他環境大臣が指定する債務に係るものを除き、事業を事業会社に譲渡し（同2号）、事業譲渡の対価として、事業会社が新たに発行する株式を引き受ける（同3号）。これによってチツソはもっぱら賠償業務に従事する補償会社になり、本来の業務は新たに作られた事業会社が行う。

次に、チツソは一定の条件を満たし（12条3項）、環境大臣の承認を得て（同1項）、所持している事業会社の株式を譲渡することができるが、現在は、救済の終了及び市況の好転まで凍結されている（13条）。

最後に、チツソは事業会社の株式を売却後に清算されて消滅し、補償業務は国が指定する財団法人が引き継ぐ（17条1項）。この財団法人は、チツソが事業会社の株式の譲渡によって得られた収入から徴収した補償賦課金（19条1項）を個別補償支給に業務に関する基金に充て（20条）、環境大臣が休廃止の許可を発令するまで支給業務を継続する（28条1項）。

簡単に言えば、チツソを補償会社と事業会社に分割し、事業会社の株式の売却益を債務の返済や将来の補償に充て、株式全額売却後のチツソは消滅し、残りの補償業務は国が指定する財団法人が引き継ぐ仕組みである。

## 3 企業の被害者切捨て

一発的被害と異なり、継続的被害に対する救済は内在的な困難がある。このような困難は企業、リスクなどの場面で考えられる。

## ① 企業は潜在的被害者を切捨てるインセンティ

ブがある。

マンヴィル事件であれ、チツソであれ、上記の処理の実質は潜在的被害者に関する重い負担を切捨てることである。会社の再建を進めるため、最も重要なのは、会社を潜在化した債務の責任対象から外すことである。この作業がうまく進まなければ、投資者からも信頼されない（従って、新規融資はうけられない）し、取引先からも信頼されない（従って、事業を継続できない）ので、最初から目指した継続企業価値はまったく実現する余地はない。

## ② 事業自体のリスクと個別の事業活動がもたらすリスク

社会経済システムが順調に進むよう必要な企業支援と被害者救済は双方とも政府がやるべき仕事である。被害者救済に対しては、その類型と関係なく、救済する必要があるが、企業支援に対しては、何の要件も設けず、すべて支援するのは、理論的にも、経済状況からも許されない。事業の性質上内在的に損害発生について高リスクである製薬会社と事業の性質上損害発生について高リスクとはいえないが、事故により損害が発生した大洋デパートを例に挙げて検討してみよう。

一般的に言えば、新材料開発、製薬など業界では事業自体のリスクは極めて高い。事業開始時にどれほど完璧に実験したとしても、科学発展に伴い、その結論が変えられる場合もあるし、結論は変えていないが、新しい問題点が生ずる可能性もある。前者の例としてアスベストが挙げられる。前述したように19世紀後半以来アスベストは人体に無害であると言われていたが、1960年代からはその有害性が証明された。後者の例として、例えば、がん治療の新薬を開発したが、その後、この薬が心臓病のような持病を持つ患者には肺炎を起こす恐れがあることが証明されるような場合である。このように、これら企業が負っているリスクの一部はそもそもその時代の人間の認識を超えたものである。このような事業自体のリスクを前提に考慮すれば、事業自体のリスクによって生じた

被害を企業にすべて負わせる事が適切であるとは思われない。被害者救済はもちろん行うべきであるが、社会の発展と均衡を保つ必要もある。損害発生した時のすべての責任を企業に負わせるのは企業が新領域を開拓する意欲を抑え、豊かな生活を支える新製品の開発も期待できない。

事業自体のリスク問題に対して、企業が責任を負うべきであるが、社会保険による救済の道を開く事も必要である。社会全体が新材料開発、製薬によって生活上恵みを得たのであれば、それによって生じた損害も社会全体が負うことが公平である。

一方、事業自体のリスクの次のレベルの問題として、個別の事業活動がもたらすリスクの問題がある。事業自体のリスクに関する問題は未知領域を開拓する限定された分野に留まるのに比べ、個別の事業活動がもたらすリスクはすべての分野に存在する。個別の事業活動がもたらすリスクは損害が予見できるかどうか、損害回避が可能であったかどうかなど人間の認識、行動に関わる。事故により損害が発生した大洋デパートはまさに個別の事業活動がもたらすリスクの一例である。大洋デパート倒産の元凶となった火災事故は、実は予見し、回避可能であった。しかし、責任者の怠慢によりそれを避けることができなかった。この場合、その予見性、回避可能性によりリスクを配分し、責任を負わせるのは当たり前である。

## (二) まとめ

この部分では、潜在的被害者が多数いる事件において企業側の自己保護の手法を述べた。

普通の倒産事件において、たとえ人身不法行為債権があっても、優遇するかしないかを議論した上、決着させる。この決着により、企業は当該の債権債務関係から離れ、本来の状態に戻る。この点企業にとっては特に重要で、企業は軽く再出発できるし、その後、事業が成功して新たに財産を獲得しても、再びその新得財産から補償を強制される恐れもない。

一方、潜在的被害者を負っている企業にとって

は、この点は大変難しい。再建計画において、潜在的被害者の債権は補償されないので、たとえ現存する人身不法行為債権者と協議して再出発しても、潜在的の人身不法行為債権者には対抗できない。すなわち、民事再生の場合、再生債権者が責に帰することができない事由により債権届出期間内に届出が期待できない債権は、その事由が届出の追完期間（民再95条4項）内に消滅しないので、免責の対象とならず、権利変更の一般の基準（民再156条）にしたがって変更される（民再181条1項柱書）<sup>129</sup>。これにより、再出発後に取得した財産は倒産手続終了後も長期間不安定な状態に陥る。これでは、再建企業の労働意欲を低下させるし、たとえ再建企業が意欲的であっても、周囲からその財政の健全性に対する不信感は消えないだろう。潜在的被害者問題を再建企業独自によって倒産法の枠組みで解決することは到底困難で、どこまで有効であるか疑問視される。

## 六 おわりに

1 現行法には人身不法行為債権の優遇を直ちに定めた条文はないが、法の価値判断としてはこれを否定していない。実務として、再建型手続では、平等、衡平の見地から柔軟に対応して、実社会の平等、衡平の感覚に合わせるように修正した例もある。実際にこの問題をどのように定めるかは、何らかの理論に従って論理的に解決する問題というより、より政策的な問題であり、国民の感情や法意識によって左右される問題である。

人身不法行為債権の扱いに対して、一般論としては優遇してもいいが、どのようにどこまで優遇するかは一概に決められるものではなく、事案ごとに判断するのが適当だと考えられる。

人身不法行為債権の優遇の例としてよく言われる事例が上記の大洋デパート、道南バス、東北建設機動、日本マリンオイル<sup>130</sup>であるが、これは単に人身不法行為債権であることのみを理由として他の倒産債権より優遇すべきとされたのではなく、さらに、個々のケースにおける具体的な事情、例

えば、債権額と割合、更生会社と地域の関係、財源の確保なども考慮した結果、優遇によって、更生計画の無事遂行の可能性を高めるとか、債権者全体の利益を最大化するかどうかを検討された結果である<sup>131</sup>。

2 将来の問題として、破産手続における人身不法行為債権の優遇問題、倒産手続における潜在的被害者の救済問題、財産を害する不法行為債権に基づいて生じた損害賠償請求権の処遇問題がある。

まず、清算型手続では、再建型手続で認められる平等、衡平の見地から行われる柔軟な対応は認められず、債務者の総財産を現実に売却ないし処分することで金銭化し、その換価金を各債権者にその債権額に応じて配分する。“こちら立てれば、あちら立たない”のような限定された財産を配当する手続の中で、経営者も債権者同士も道義的責任とか素朴な感情のため、人身不法行為債権者の面倒を見る余裕はない。従って、この場合に人身不法行為債権者をより手厚く扱う道が続いて検討する必要がある。

次に、人身不法行為債権の簡単な分類として、一時的な被害の救済と継続的な被害があるがその救済は難易度が相当異なる。本文の四部分での分析も示すように一時的被害に対する優遇は少ないが、それでもあるのに比べ、本文の五部分が示すように継続的被害は優遇どころか救済できるかどうかさえ問題になっている。企業にとって、潜在的な被害者に対する責任を負ったまま再建するのは、成功しづらいが、とはいえ、潜在的な被害者を切り捨てて、新規スタートするのも簡単ではない。どのようにすれば企業の再建と被害者の救済を両立させることができるかは重要な問題である。

最後に、財産を害する不法行為に基づいて生じた損害賠償請求権（財産的不法行為債権）の場合どのように扱うかの問題もある。この点については、実際に人身不法行為債権を支える理論をそのまま財産不法行為債権にも用いることができる、と考える。そうだとすると、このような債権も人身不法行為債権と同じく優遇する必要があるか、

そもそもその優遇根拠について考察する必要がある。

- 
- 1 太田三郎『企業倒産の研究』146頁（同文館、2006）
  - 2 アメリカ連邦破産法では、債務者が自ら申立てをした場合、資力とは関係なく、手続開始の申立てをすることができる（アメリカ連邦破産法301条参照）が、日本では債務者申立てであっても倒産原因が必要である。
  - 3 平井宜雄『債権各論 I 上 契約総論』2頁（弘文堂、2008）
  - 4 平井・前掲注（3）3頁
  - 5 例えば近時のものとして井上繁規「名誉毀損による慰謝料算定の定型化及び定型化の試論」判タ1070号14頁（2001）。年少女子の逸失利益と家事労働分の加算問題に関して最判昭62・1・19民集41巻1号1頁、東京高判平13・8・20判タ1092号241頁など参照。
  - 6 人間にとって、生命、健康な身体とその賠償金どちらを選ぶかは自明の理である。この意味で、賠償金はどんなに多くても本当に侵害した利益をカバーしたとは言えない。
  - 7 清算や再建に失敗したなら、債務者も債権者も全員負けである。しかし、たとえ再建に成功した場合であっても、不法行為債権者が再建成功の中で実質的な利益を得ることがあるかどうかは疑問である。再建の弁済額が清算の弁済額より高いという点は契約債権者も同じである。これに対して再建が成功することによって、契約債権者は取引先を確保する。これに相応する不法行為債権者の利益はない。
  - 8 例えば、中国の三鹿会社事件では、人身不法行為債権者の弁済率は0%であった。
  - 9 再建の場合、清算の場合より不利に扱われたら当初から再建を反対するに違いない。あるいは表向きに差があっても、将来の取引で回収することを目指す場合もある。
  - 10 朝日新聞 平成10年3月1日 社説「被害者の

立場から考えよう」

- 11 <http://ja.wikipedia.org/wiki/%E3%83%A1%E3%83%A9%E3%83%9F%E3%83%B3>
- 12 [http://news.xinhuanet.com/newscenter/2008-09/21/content\\_10088082.htm](http://news.xinhuanet.com/newscenter/2008-09/21/content_10088082.htm)
- 13 <http://finance.qq.com/a/20091130/001830.htm>
- 14 [http://news.xinhuanet.com/local/2008-12/25/content\\_10557593.htm](http://news.xinhuanet.com/local/2008-12/25/content_10557593.htm) 石家庄市政府の三鹿会社破産事件に関する報告
- 15 中国法も日本法と同じく、破産手続開始前の不法行為によって生じた債権を倒産手続の中でどのように扱うかという問題に対して、中国の破産法は特に規定がないので、取引債権と同様に一般債権として扱うのが普通である。破産法43条、113条は清算費用、共益債務、担保権付きの債権、労働債権、租税債権、一般債権の順位で権利を行使するよう定め、同順位の債権を弁済するに足りない場合、比例分配すると定めた。
- 16 [http://news.xinhuanet.com/legal/2009-02/01/content\\_10748262.htm](http://news.xinhuanet.com/legal/2009-02/01/content_10748262.htm)
- 17 財団債権は主に148条、149条、150条に定められている。
- 18 破194条1項、98条2項、国税徴収法8条参照
- 19 主に119条、120条に定められ、個別的には39条3項、49条4項、50条2項、190条9項などがある。
- 20 この場合、破産手続開始前三月間の労働債権は財団債権となる（破149条）。
- 21 更生127、128、131、50条9項、52条3項、61条5項、62条2項、63条を参照
- 22 租税債権については、会社更生法129条参照  
労働債権については、会社更生法130条参照
- 23 小川秀樹『一問一答新しい破産法』347頁（商事法務、2004）
- 24 畑広樹「非免責債権としての不法行為債権に関する一考察」行政社会論集第15巻第1号130頁（2002）
- 25 東京地判平成8・9・30金融・商事判例1023号38頁
- 26 伊藤眞『破産法・民事再生法』544頁（有斐閣、2007）
- 27 園尾隆司・小林秀之編集『条解民事再生法』1058頁〔佐藤鉄男〕（弘文堂、第2版、2007）
- 28 高橋宏志「債権者の平等と衡平」ジュリスト1111号158頁（1997）
- 29 『破産法等の見直しに関する中間試案と解説』別冊NBL74号（2002）
- 30 松下祐記「倒産債権のプライオリティに関する実体法と手続法の齟齬—不法行為債権を念頭に」今中利昭先生古稀記念『最新倒産法・会社法をめぐる実務上の諸問題』105頁（民事法研究会、2005）
- 31 高橋 前掲注（28）158頁
- 32 佐藤鉄男「倒産手続における不法行為債権の処遇」NBL735号81頁（2002）
- 33 佐藤鉄男「犯罪被害者の救済と破産手続」渡部保夫先生古稀記念『誤判救済と刑事司法の課題』642頁（日本評論社、2000）
- 34 阿部三郎「オウム真理教の破産管財の実際」民事研修533号11頁（2001）
- 35 普通の破産事件では、破産法人の財産を配当するにとどまるが、本法では、破産者の特別関係者という概念を設けて、特別関係者が有する財産をオウム真理教の財産と推定した。
- 36 民事再生法155条1項但書、会社更生法168条1項但書
- 37 東京地決平7・10・30判時1544号43頁、東京高決平7・12・19判時1548号26頁、最決平8・01・30判時1555号3頁
- 38 東京地決平8・3・28判時1558号3頁
- 39 阿部 前掲注（34）11頁
- 40 同法に対する具体的な紹介は、佐藤 前掲注（33）639頁。
- 41 法令の内容につき、時の法令1828号42頁（2009）参照。
- 42 阿部 前掲注（34）12頁
- 43 同法に対する具体的な紹介は 前掲注（41）41頁
- 44 前掲注（41）44頁

- 45 本法に対する具体的な紹介は、大谷実「犯罪被害者の救済を考える」法学セミナー309号42頁（1980）
- 46 高井康行・番敦子・山本剛編『犯罪被害者保護法制解説』84頁（三省堂、2008）
- 47 西村健一郎『社会保障法』325頁（有斐閣、2003）
- 48 本法に対する具体的な紹介は、環境省環境保健部企画課石綿健康被害対策室「特集・第164回国会主要成立法律 石綿による健康被害の救済に関する法律」ジュリスト1318号57頁（2006）
- 49 当面はこの二つだけであるが、後は中央環境審議会の意見を聴いた上で、政令で定める（2条1項）。
- 50 環境省 前掲注（48）58頁
- 51 本法に対しては 野村好弘「公害被害者救済のあり方」ジュリスト1015号73頁（1993）、松本克美「公害被害者救済制度の課題」『社会保障法の関連領域—拡大と発展—』158頁（法律文化社、2001）
- 52 四大公害訴訟は、民事裁判による救済を認めた点では意義があるが、時間、費用などの場面から考えれば、行政上の救済制度はある意味でより意義がある。阿部泰隆・淡路剛久編『環境法（第3版補訂版）』381頁（有斐閣ブックス、2006）
- 53 阿部・淡路 前掲注（52）332頁
- 54 峯田勝次「公害健康被害補償法」臨増ジュリスト691号73頁（1979）
- 55 本法に対しては 遠藤浩「医薬品副作用による被害者補償制度」臨増ジュリ691号95頁（1979）、青野博之「医薬品副作用被害救済法」中川淳先生古稀記念『民事責任の規範構造』95頁（世界思想社、2001）
- 56 厚生省薬務局『医薬品副作用被害救済制度の解説』163頁（中央法規出版社、1982）、池永満・久保井撰「医療・薬害被害者救済制度の課題」『社会保障法の関連領域—拡大と発展—』152頁（法律文化社、2001）
- 57 犯罪者が無資力の個人の場合、人身不法行為債権は非免責債権として扱われても、被害者救済の現実化においては机上の空論に過ぎない。しかし、本制度でこれを補助する場面を考えれば、役に立つとは言えるだろう。
- 58 公害、薬害の場合、業者は主に大企業で、その財力が強いので、簡単には倒産に至ることはないと考えられるが、一旦倒産したら、その負債もおそらく多額にのぼるので、多数の被害者の十分な救済は想像しにくい。
- 59 例えば、『特定破産法人の破産財団に属すべき財産の回復に関する特別措置法』では、否認権の容易化、特別関係者の財産に関する推定など管財人に様々な特別な権限を与え、これらの権限は管財人が破産者及び関係者から財産を回収するために非常に役に立った。
- 60 このような場面と近いので、個人破産にも類似の問題がある。詳しくは畑 前掲注（18）139頁
- 61 斉藤秀夫、麻上正信編『注解破産法』94頁〔石川明、三上威彦〕（青林書院、改訂第二版、1994）
- 62 宮脇幸彦ほか編『注解会社更生法』348頁〔志田洋〕（青林書院、1986）
- 63 高橋 前掲注（28）157頁
- 64 伊藤眞「不法行為にもとづく損害賠償権と破産・会社更生」判時1194号179頁（1986）
- 65 佐藤 前掲注（32）80頁
- 66 高木新二郎「更生計画案策定の基準」ジュリスト866号306頁（1986）
- 67 佐藤 前掲注（32）81頁
- 68 宮川知法「共益債権の意義・種類」『破産法論集』174頁（信山社、1999）
- 69 山内八郎『実務会社更生法』290頁（一粒社、1977）
- 70 園尾・小林 前掲注（27）534頁〔清水建夫〕
- 71 伊藤 前掲注（64）179頁
- 72 松下 前掲注（30）120頁
- 73 西田典之『刑法総論』11頁（弘文堂、2006）
- 74 園尾・小林 前掲注（27）442頁（岡 正晶）

- 75 松下 前掲注 (30) 119頁
- 46 松下 前掲注 (30) 119頁
- 77 園尾・小林 前掲注 (27) 363頁 (山本弘、山田明美)
- 78 園尾・小林 前掲注 (27) 364頁 (山本弘、山田明美)
- 79 道南バス事件参照。この場合は、人身不法行為債権が否かに関係なく、債権管理上のコストを削減するため、少額債権として扱うのが普通だろう。
- 80 東北建設機動事件参照。この場合、人身不法行為債権自体は少し高額であっても、他の債権と比べると明らかに少ない場合は、やはり少額債権と解釈できるだろう。
- 81 霜島甲一『倒産法体系』193頁 (勁草書房、1990)
- 82 丁文聯「产品质量人生伤害在破产程序中的赔偿」人民司法 2002-9-43頁
- 83 李雪田「论破产优先权」当代法学2008-5-126頁
- 84 王新欣「专家评三鹿事件处理：人身损害应优先赔偿」检察日报2009-01-09
- 85 康时华、毕婷婷「人身权的特殊保护」改革与开放2009-9-8頁
- 86 康时华、毕婷婷 前掲 (注85) 9頁
- 87 李雪田 前掲 (注83) 127頁
- 88 丁文聯 前掲 (注82) 44頁
- 89 人身不法行為債権を優遇した事例は非常に少ない。倒産法に係る基本書、注釈書を探してもよく挙げられているのが以下の四つの事例で、それでもただ簡単に弁済率ぐらい触れるだけである。実務中、これ以上の優遇事例はあると思うが、筆者の情報調べ能力の低下の問題もあると考えられるものの、一方で、バブル以降長期不況の中で急激に増加した倒産事件総数の中に埋没している可能性もある。(例えば、破産の場合、昭和59年の26,384件に比べ、ピークの平成15年には251,800件で、約10倍に増えた。)
- 90 官報昭和54年4月27日 更生計画認可 昭和五十一年 (ミ) 第三号
- 91 本件の評釈として、霜島甲一「倒産法総合判例批評 (五)」法学志林86巻2号25頁 (1988)、野口敏夫「会社更生計画における衡平の実現と市民保護—太洋デパート、西日本リース興発ゴルフ場の更生計画について」『倒産法体系—倒産法と市民保護の法理』158頁 (弘文堂、2001)
- 92 日本では、百貨店火災が発生した事例もかなりある。例えば、田畑百貨店火災 (千葉市、1971)、千日デパート火災 (大阪市、1972)、長崎屋火災 (尼崎市、1990) などが挙げられる。
- 93 野口 前掲注 (91) 169頁
- 94 霜島 前掲注 (91) 29頁、木下公明「会社更生計画と株主・債権者—過去の事例を中心に—」商事法務研究349号6頁 (1965)
- 95 野口 前掲注 (91) 169頁、霜島 前掲注 (91) 28頁
- 96 これは更生担保権から捻出された1106百万円を加えた数値であり、仮に、この財源がなかったら、一般の更生債権に充てる財源は918百万円にとどまり、その平均弁済率は21%でしかない。
- 97 本件ではこのように解釈したが、地域との関係が本当にそれほど重要なのか、あるいは役に立つのかどうかは分からない。場合によっては、正反対の効果も有する可能性もある。例えば、水俣を訪れたスエーデンの反公害運動家エリック・ニルス・ランデル博士はこんな感想を述べている。「一番驚いたことは、チッソと行政の癒着、馴れ合いよりも、市民が被害者たちを迫害していることだった。・・・」松井やより「公害問題と企業—問われる企業意識」ジュリスト578号127頁 (1974)。補償を求める被害者に、市民と労働者の反応が冷やかかことを示した文章として、高峰武「水俣病とマスコミ—主に地元紙の視点から」『水俣学講義』123頁 (日本評論社、2004)、濱元二徳「被害者の想い—闘いの日々」同書239頁
- 98 野口 前掲注 (91) 168頁

- 99 倒産により多数の失業者が出し、生活保護を受ける人の増加や不況時代の再就職支援は社会にとって重い負担である。
- 100 今では、太洋デパートのビルを使って、他のスーパーが事業を経営している。
- 101 野口 前掲注(91) 159頁
- 102 官報 昭和56年4月10日 更生計画認可 昭和五十年(ミ) 第一号
- 103 バス会社にとって、交通事故を起こす可能性はかなり高い。最近、交通会社の倒産事件も多数発生しており、この中で、不法行為債権をどのように扱ったか、本件と比較すれば非常におもしろいだろう。会社更生手続を使った事例として、京都交通(京都府、2004)、水間鉄道(大阪府、2005)、福島交通(福島県、2008)などがある。
- 104 更生手続開始前の利息損害金の免除額は302百万円で、支払う利息損害金は35百万円であった。
- 105 本件において、他の一般の更生債権に優遇された根拠もこれと同じだと考えられる。
- 160 例えば、本件更生計画で更生担保権第3グループが免除された更生手続開始前の利息損害金は302百万円であり、他の一般更生債権の第1グループ(金融)が免除された更生手続開始前の利息損害金は618百万円である。
- 107 最高裁判所事務総局編『会社更生計画事例集(第2集)』389頁(法曹会、昭和53)
- 108 材料収集の困難な事例であるため具体的な状況は不明であるが、本件では、会社が農協からゴルフ場や娯楽施設の建設資金の融資を受けたことで、農協の資金運用が問題視された経緯がある。  
衆議院会議録 第075回国会 決算委員会第1号
- 109 この金額の全額が人身事故の和解金ではなく、機械引渡請求に関する更生債権も含めている。官報掲載の情報では、これらを分けられないので、そのまま一緒に分類する。
- 110 官報掲載の情報では区別できないので、名だ
- けを改めて、そのまま(ア)更生債権と(イ)更生債権と分類する。
- 111 伊藤 前掲注(26) 4頁 実際には、本件では、内部者債権を劣後させたのではなく、破産管財人の元従業員に対する報酬返還請求が不当利得として認められている。(大阪地判昭和62・4・30判時1246号36頁)
- 112 但し、(ア)更生債権も人身不法行為債権と同様に少額で割合が低いのに、(ア)更生債権は優遇されていない。この原因は現在入手可能な情報では判断できない。(ア)更生債権がなぜ(イ)更生債権やゴルフ預託金関連債権より倍ほど高く弁済されたかはわからないが、人身不法行為債権よりは優遇されていない。
- 113 官報 昭和57年8月20日 更生計画認可 昭和五十四年(ミ) 第一号、佐藤公雄「日本マリノイル(株)の爆発事故」『火災』Vol26. No3. 14頁(1976)
- 114 このような爆発事件は当時から今まで頻発している。例えば、大協石油四日市製油所の灯油タンク火災(1975)、茨城県神栖町鹿島石油爆発火災(1982)、品川区大井火力発電所原油タンク爆発炎上(1987)、和歌山県大岩石油(株)青岸油槽所タンク爆発火災(1989)、大東通商(株)横浜油槽所における屋外タンク火災(2002)、九州石油(株)浮き屋根タンク火災事故(2005)などが挙げられる。第9回消防防災研究講演会資料(独立行政法人消防研究所、平成18年2月24日)参照
- 115 具体的な弁済率と弁済時期は不明であるが、優先的更生債権の弁済率は98%であり、人身不法行為債権は全額弁済したことから、その弁済率は100%である可能性は高いと推測できる。
- 116 小林秀之「債権者平等の原則」法学セミナー486号105頁(1995)、井上治典「債権者平等について」法政研究第59巻第3・4号59頁(1993)、中田裕康「債権者平等の原則の意義—債権者の平等と債権の平等性—」法曹時報

第54巻第5号12頁 (2002)

- 117 鈴木禄弥「債権者平等の原則」序論説 法曹時報第30巻第8号4頁 (1978) 旧民法債権担保編1条2項「債務者ノ財産カ総テノ義務ヲ弁済スルニ足ラサル場合ニ於イテハ其価額ハ債権ノ目的、原因、体様ノ如何ト日付ノ前後トニ拘ラス其債権額ノ割合ニ応シテ之ヲ各債権者ニ分与ス」、フランス民法典2093条「(債務者ノ財産ノ) 価額ハ債権額ノ割合ニ応ジテ之ヲ債権者ニ分配ス」
- 118 鈴木 前掲注 (117) 13頁
- 119 中田 前掲注 (116) 4頁
- 120 伊藤眞ほか編『注釈民事再生法 (下)』12頁 (瀬戸英雄) (金融財政事情研究会、2002)
- 121 本稿三学説の状況参照
- 122 公害被害の切捨てや放置に関する内容は、飯島伸子・渡辺伸一・藤川賢『公害被害放置の社会学—イタイイタイ病・カドミウム問題の歴史と現在—』(東信堂、2007) 参照。
- 123 アスベストを人が吸い込むと、繊維が肺に突き刺さり、中皮腫や肺がんなどの原因になる。
- 124 1990年には、13万人がマンヴィル社を提訴し、会社の債務総額は少なくとも88億ドルとなった。韓長印『美国破産法』799頁 (中国政法大学出版社、2003)
- 125 冀宗儒『美国破産法案例选评』385頁 (对外经济贸易大学出版社、2006)
- 126 マンヴィル社とその関連企業及びマンヴィル社の保険会社を指す。
- 127 『水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法』平成21年法律第81号参照
- 128 最判平16・10・15 判タ1167号89頁 本判決で最高裁は初めて水俣病に対する行政の責任を認めて、その後多数の判決に引用された。
- 129 伊藤 前掲注 (26) 796頁
- 130 宮脇 前掲注 (62) 763頁 (高木新二郎)、835頁 (高木新二郎)、霜島 前掲注 (91) 25頁、伊藤 前掲注 (64) 175頁、佐藤 前掲注 (32) 80頁
- 131 例えば、道南バスや日本マリンオイル更生計画の場合、人身不法行為債権者に対するわずかの弁済に対する企業のイメージアップ効果は明らかである。再建を目指す両会社にとって、これはいかに考えても有利な効果をもたらす。
- (れん せいかく 北海道大学大学院法学研究科修士課程修了)